

官報

号外

平成十年十月十五日

○第百四十三回 参議院會議録第十八号

平成十年十月十五日(木曜日)

午後零時一分開議

○議事日程 第十八号

平成十年十月十五日

正午開議

第一 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十三回国会衆議院送付)

第二 国有林野事業の改革のための特別措置法案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十三回国会衆議院送付)

第三 国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十三回国会衆議院送付)

第四 森林法等の一部を改正する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十三回国会衆議院送付)

第五 地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求めるの件(第百四十二回国会内閣提出、第百四十三回国会衆議院送付)

第六 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十三回国会衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

日程第一 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案

日程第二 国有林野事業の改革のための特別措置法案

日程第三 国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案

日程第四 森林法等の一部を改正する法律案

日程第五 地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求めるの件

日程第六 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案

(いずれも第百四十二回国会内閣提出、第百四十三回国会衆議院送付)

以上六件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員長中曾根弘文君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔中曾根弘文君登壇、拍手〕

○中曾根弘文君 たいだいま議題となりました六案件につきまして、日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案は、事業団の債務等の抜本的な処理を図ることが緊急の課題となっていることにかんがみ、政府による事業団の債務の承継等の措置を講じようとするものであり、衆議院において、鉄道共済年金の厚生年金への統合のため事業団の負担とされていた移換金負担に係るJ.R等の負担を二分の一に軽減すること、施行日を公布の日から起算して一月を超えない範囲内において、政令で定める日に改めること等の修正が行われております。

次に、国有林野事業の改革のための特別措置法案は、国有林野事業の危機的な状況等にかんがみ、国有林野事業の抜本的な改革の趣旨及び全体像を明らかにするとともに、累積債務の一般会計への帰属その他改革のために必要な措置を講じようとするものであり、衆議院において、施行日を公布の日とすること等の修正が行われております。

次に、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案は、国有林野の管理経営に関する計画の策定、公益的機能が高い森林における森林保全経費等についての一般会計から国有林野事業特別会計への繰り入れ、営林局から森林管理局への組織の再編等の措置を講じようとするものであり、衆議院において、施行日を公布の日とすること等の修正が行われております。

次に、森林法等の一部を改正する法律案は、公益的機能を重視し、かつ、地域の実情に即したきめ細かな森林の整備を促進するため、保安林における間伐手続の簡素化、市町村森林整備計画の拡充、森林施設計画の認定等の権限の都道府県知事

から市町村の長への委譲等の措置を講じようとするものであります。

次に、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求めるの件は、森林管理局の再編に伴い、東北森林管理局を秋田市に、関東森林管理局を前橋市に、それぞれ設置することについて、国会の承認を求めようとするものであります。

最後に、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案は、国鉄長期債務等を一般会計へ承継等することに伴い一般会計の負担が増加することにかんがみ、郵便貯金特別会計から一般会計への特別繰り入れ及びたばこ特別税の創設等の措置を定めるものであり、衆議院において、施行日を公布の日とすること等の修正が行われております。

委員会におきましては、これら六案件を一括して議題とし、小淵内閣総理大臣及び関係大臣等に対し質疑を行うとともに、参考人より意見聴取を行いました。

委員会における質疑の主な内容を申し上げますと、たばこ特別税創設と郵便貯金特別会計からの繰り入れの経緯、年金移換金のJ.R等への追加負担及び衆議院修正の是非、J.Rへの経営支援策、国鉄長期債務の元本償還の財源見通し、事業団職員の再就職対策、国有林野事業の四次にわたる改善計画の実施経過、国有林野事業特別会計の債務負担の是非及び返済可能性、森林整備に必要な組織、要員のあり方、間伐促進対策等でありましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案に対し、民主党・新緑風会及び公明を代表して寺崎理事より、J.R等の負担の削減等を内容とする修正案が、日本共産党を代表して宮本理事より、J.R等の負担の見直し等を内容とする修正案がそれぞれ提出されました。

次いで、六案件及び両修正案を一括して討論に入り、森林法改正を除く日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革に関する関係五法案のすべてに反対する立場から、討論を述べさせていただきます。

○川橋幸子君 私は、民主党・新緑風会を代表して、森林法の改正を除く日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革に関する関係五法案のすべてに反対する立場から、討論を述べさせていただきます。

○議長(斎藤十朗君) 討論の通告がございます。順次発言を許します。川橋幸子君。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 討論の通告がございます。順次発言を許します。川橋幸子君。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○川橋幸子君 私は、民主党・新緑風会を代表して、森林法の改正を除く日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革に関する関係五法案のすべてに反対する立場から、討論を述べさせていただきます。

○議長(斎藤十朗君) 討論の通告がございます。順次発言を許します。川橋幸子君。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

省、大蔵省の問題先送り性質、加えて、あえて困難なことには手を染めようとする政府・与党の責任逃れ性質、また、そもそもパブルを生み、パブルの崩壊に対して何ら有効な対策が打てなかったのは明らかに政府の失敗であります。さらにさかのばれば、もとより旧国鉄時代の債務には、我田引鉄と言われたように、不採算路線を次々と引いた長期自民党政権のもとでの政治の責任が大きい加担したのは、紛れもない事実であります。

金融問題では絶えず経営者の自己責任を追及し、また、国民個人に押しつけても自己責任原則を問うことの多い今日ですが、一体政治の側の自己責任原則はどうなっているのでしょうか。こうした政府・与党の政権運営の愚かさや醜さが政治に対する国民の不信感を生み、お金の面のツケにとどまらず、日本の民主主義にとって高い代償となっていることを私は指摘せずにいられません。

債務の処理スキームについて、筋が通らない、理屈に合わない、何ら抜本策になっていない等々の批判が、ほとんどすべてのメディアから出て過言でないほど噴出してるところであります。

処理策のポイントには、年金負担金、利払い費、元本償還の三点にあります。当面の処理策として、根雪の部分の債務はともかく、これ以上利払いによる新雪によって雪だるま式に借金が増えるのを防ぐ、とにかくも政府が長期債務の処理に着手した点を評価することはやぶさかではありませんが、余りにも遅きに失したと言わざるを得ず、また、三点の処理策のすべてに次のような大きな欠陥が存在するのでございます。

第一の最も大きな欠陥は、年金負担金についてJRの追加負担を求めたことであります。

国鉄改革に当たり、昭和六十三年の閣議決定では土地処分等の収入を充ててもなお残る債務については国において処理するとされ、これが国とJRの負担のあり方についての基本ルールとして約束されたところであります。また、二年前の厚生年金法の改正による年金統合の際には、事業団の負担、JR各社の負担の額が確定し、最終的な決着を見た問題でもあります。決着済みなのに、なぜJRに追加負担を求めることができるのでしょうか。

衆議院の修正により、足して二で割る妥協の産物として政府案の金額が半分になりました。しかし、事は金額の問題ではありません。国が一方的に基本となるルールを踏みつけたという契約違反、信義則違反の問題、見方によっては法律違反、例えば後藤田元自民党副総裁の弁によれば、憲法違反と言ってもいいほどの、法治国家としてあるまじきルール違反があるというふうに考えられるのであります。現に海外からの批判もござります。

民主党・新緑風会は、公明と共同させていたいただき、JRの追加負担を削除する修正案を提出いたしました。委員さんにおいては残念ながらお認めいただけませんでした。しかし、私はこのようなルールを尊重するという私どもの姿勢が、今後は世論の支持を得ていくであろうことを自信を持って断言することが出来ます。民主党・新緑風会としては、私どものこの姿勢をさらに世論に訴えてまいります。

第二の欠陥は、利払い費の財源が郵貯特別会計からの繰り入れ、たばこ特別税の新設など、国鉄債務の生じたところとは全く無縁の一部の国民の方々の負担に回されたことでもあります。

取りやすいところから取るというふり構わない負担のツケ回しは、国民の間に税や負担の不公平感を増大させております。特に、郵貯については超低金利政策のもと、年金生活者に不利な影響を及ぼしていることに照らしますと、いずれ郵貯の利益は郵貯の利用者のものでありまして、今回の負担に報いる意味での利益還元を行うべきことを要請いたします。

第三の欠陥は、二十四兆に及ぼうとする債務の束されたところでもあります。また、二年前の厚生年金法の改正による年金統合の際には、事業団の負担、JR各社の負担の額が確定し、最終的な決着を見た問題でもあります。決着済みなのに、なぜJRに追加負担を求めることができるのでしょうか。

衆議院の修正により、足して二で割る妥協の産物として政府案の金額が半分になりました。しかし、事は金額の問題ではありません。国が一方的に基本となるルールを踏みつけたという契約違反、信義則違反の問題、見方によっては法律違反、例えば後藤田元自民党副総裁の弁によれば、憲法違反と言ってもいいほどの、法治国家としてあるまじきルール違反があるというふうに考えられるのであります。現に海外からの批判もござります。

民主党・新緑風会は、公明と共同させていたいただき、JRの追加負担を削除する修正案を提出いたしました。委員さんにおいては残念ながらお認めいただけませんでした。しかし、私はこのようなルールを尊重するという私どもの姿勢が、今後は世論の支持を得ていくであろうことを自信を持って断言することが出来ます。民主党・新緑風会としては、私どものこの姿勢をさらに世論に訴えてまいります。

第二の欠陥は、利払い費の財源が郵貯特別会計からの繰り入れ、たばこ特別税の新設など、国鉄債務の生じたところとは全く無縁の一部の国民の方々の負担に回されたことでもあります。

元本の償還についてであります。

二〇〇〇年以降六十年間で返済するというだけで、何ら財産措置については触れられていないことが問題であります。二十一世紀に先送りするものというのを免れません。政府として、最低限何らかの検討の方針、対応の姿勢を示すべきであります。例えば、総合交通利用税の検討など、道路と鉄道の縦割りを取り除いた負担のあり方、こうした例が諸外国からも示唆されているわけですが、このような質問に対しては、宮澤大蔵大臣は、車と鉄道は長年の宿敵でありまして、既得権というあしき慣行を破ることは大変に難しいとお答えになっておられました。しかし、答弁の率直さは買いますけれども、こうした既得権の壁を破ることこそが政治に求められている使命なのではないかと感じます。

次に、国有林野関係法案であります。

今回、森林法の改正により、森林の持つ公益的機能を法律上明確に打ち出したことにつきまして評価するものですが、その累積債務の処理及び今後の事業展開のための組織、人員配置のあり方について、以下の理由から反対いたします。

第一に、三・八兆円の累積債務のうち二・八兆円を一般会計によって処理することは是といたします。しかし、残る一兆円の処理を依然として国有林に残すことにつきましては、問題の抜本解決にはならないというのを申し上げたい。一兆円が根雪となり負担が新雪となっていくであろうことは、これまでの経験、事業の推移から容易に推察されるところでございます。

せっかくの、森林の公益的機能を重視するという政策転換を打ち出されても、その裏づけとなる予算が借金返済にとられたままでは、十分な活動を期待することができないのは火を見るよりも明らかでございます。この際は、すべて一般会計に移換するというに踏み切るべきであります。第二に、職員数をいらずに削減することは、山を荒らすとともに、長年にわたって蓄積されて

きた技術、技能の維持や伝承を不可能にするものであります。森を守るためには、人工林は無論のこと、天然林も、下刈り、除間伐、植栽、伐木などの手入れのための施策が必要であります。今日、日本の森林が荒れているのは、こうした施策のための現場の職員が極端に手薄になっていることが原因となっております。なお、民間委託につきましても、民間の森林組合自体が高齢化し、民有林が国有林以上に荒れていることから、ナンセンスという言葉が専門家から聞かれていることでございます。

以上をもちまして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 成瀬守重君。

(成瀬守重君登壇、拍手)

○成瀬守重君 私は、自由民主党、社会民主党、護憲連合、自由党を代表して、ただいま議題となりました国鉄債務処理法案等六案につき、賛成の立場から討論を行います。

最初に、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案についてであります。

約二十八兆円にも及ぶ日本国有鉄道清算事業団の債務は、従来の処理策によつては到底解決できないものではないことは周知の事実でありまして、この本格的処理はもはや先送りのできない問題であり、緊急に処理しなければならぬ最重要課題であります。そして現在、この法律案がいまだに成立していないことから、支払わなければならない事業団の債務償還等のために、財政投融資などにより事業団の日々のつなぎ資金を融通するという異例の事態を招いております。この資金さえ十一月中には底をつく見通しであります。この異例の事態を一日も早く解決するために、本法律案の速やかな成立が望まれているところであります。今回の処理策の焦点は、JR各社に対する年金負担の追加でありましたが、衆議院における修正では、国鉄共済年金を厚生年金へ統合した際に清算事業団が負担することとされた移換金負担のう

ち、JRの社員分について、三千六百億円を事業主であるJRの負担としていたものを、JR各社の経営状況も勘案して半分の千八百億円に軽減しております。これは旧国鉄時代の職員の年金負担にかかわる経営者負担部分はJRが負担すべきという考えによるものであります。JRが平成九年四月の年金統合前まで行ってきた企業としての負担と同程度であり、適切な措置であります。

次に、国有林野事業の改革のための特別措置法案等についてであります。

我が国森林面積の三割を占める国有林野を管理経営する国有林野事業は、現在三兆八千億円の累積債務を抱えており、まさに危機的な財務状況に直面しております。

国有林野は国民共通の財産であり、将来にわたつて適切かつ効率的に管理し、国土の保全、その他公益的機能の維持増進等、その使命を十分に果たすことができるよう、今抜本的な改革が必要なのであります。

今回の改革案では、管理経営の方針を木材生産機能重視から公益的機能重視へ転換し、保健利用への活用も含め、国民の多様な要請に対応するとともに、民間事業者への委託、雇用問題及び労使関係に配慮した組織、機構の合理化、累積債務の縮減を図るものであります。

財政の健全性を回復し、国有林野事業の使命を果たすため、関係四案を成立させ、早急に実施しなければなりません。

最後に、債務の承継に伴う財源確保法案についてであります。

我が国財政は危機的状況にあり、財政構造改革は先送りの許されない重要な課題であります。そしてそのためには、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の処理に国を挙げて、また、国民の皆さんの理解を得ながら取り組むことが必要であり、将来の世代に過大な負担を残すことがないよう、果敢に処理を行わなければなりません。

今回は、現在の財政状況を踏まえながら、国鉄及び国有林野問題の抜本的処理の一環として、一般会計の負担が増すことに伴い、郵便貯金特別会計から一般会計への繰り入れ、たばこ特別税の創設等、可能な限りの努力をして財源を補完するものであり、適切な措置であると思っております。

以上、賛成の理由を申し上げましたが、言うまでもなく、これらの法律案は緊急に処理を要する最重要課題であります。早期の成立に向け、真摯に、速やかに対応された委員の皆様にご意見を表明するとともに、満場の皆様の御賛同をお願いいたします。私の討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 弘友和夫君。

(弘友和夫君登壇、拍手)

○弘友和夫君 私は、公明を代表して、ただいま議題となりました各案件中、森林法等の一部を改正する法律案に賛成、いわゆる国鉄清算事業団債務処理法案外四件に対し、反対討論を行います。今、世界は日本経済の再生を、そして安定化を願ひ、日本が二十一世紀に向けてどういう国になつていくのか大変注目しています。

その中であつて、二十八兆円にも及ぶ旧国鉄債務を初め、膨大な長期債務の処理の仕方が、この日本の行く末を占う大きなかぎを握っていると言つても過言ではありません。であるならば、この際、行財政改革を断行して、省益あつて国益なしという省庁間の壁を取り払い、議員の圧力をはねのけて本格的な処理スキームを断行すべきなのであります。

私は少し剣道をやっておりますけれども、剣道の言葉に遠山の目付というのがございます。遠き山を見るがごとし、目の前に相手はいますけれども、その手先や足先を見るのではなくて、遠くの山を見るような目で見ておりましたら、相手の動きがよくわかるということでございます。これはすなわち、二十一世紀のこの日本の国のあるべき姿、形を見据えて、どういう国をつくるのか、つくらなければならないかを考えたときに、おのず

から現在とらなければならぬ判断が明確にわかるといふことではない。

そうした観点から、今回のこの処理スキームを見ますと、まさに小手先の御都合主義の典型的なものであり、戦後、我々の諸先輩が血のにじむような努力で築き上げてきた世界からの信頼を瞬時に破壊しかねないものであり、断じて容認できるものではありません。私は、こうした処理案に反対の立場に立って、以下の理由を申し述べます。

まず、反対の第一の理由は、既に決着済みの年金移換金を民間会社のJRに強制的に追加負担をさせようという点であります。

二年前の年金統合の際に、九千四百億円の移換金の負担割合を、国鉄在職期間中は清算事業団が、JRに在職期間中はJRが持つという明快なルールによって、清算事業団が七千七百億円、JRが千七百億円と決定し、法律で明記いたしました。また、平成八年三月八日の閣議において、清算事業団の移換金債務は「最終的には国において処理する」と明確に決定したところであります。

ところが、ここに至って、「国において処理する」とは、国が処理する、国が払うということではなくて、国が処理の仕方を考えるということなのだ、という論弁を弄しております。こんな論弁が通用するならば、別に国において処理してもらわなくても、だれが処理してもよいではありませんか。弘友和夫において処理すると、このように決めていただければ、直ちに私は、これは国が払いなさいと決定いたします。

そもそも、清算事業団の巨額な長期債務を膨らませたのは、政府・自民党の失政の結果であることは明らかであり、また、国の借金を返済するのに、みずからの行政改革も満足にできずに、そのツケを取りやすいところに回すというのは、まさしく暴挙であり、断じて許されません。

反対の第二の理由は、今回のような不条理なことがまかり通れば、我が国は国際金融市場から相

手にされなくなるという点であります。

政府案のJR追加負担である三千六百億円が衆議院で修正され半額になったにせよ、JR三社などの株価に影響するのは必至であります。また、三社の株主は約二〇％が海外の投資家であり、また、国の強引とも言える介入は国際社会の信用を失いかねません。ニューヨーク・タイムズにも、JRの追加負担は日本政府の信頼を損ない、海外投資家はどのような市場から逃げていってしまうだろうと論評されていました。

したがって、これは、二十一世紀へ向かって我が国が内的にも外的にも歩んでいくのかどうかという本質的な問題を含んでいるわけであり、日本という国が異質な国として、国際社会から一人前の扱いをされないことと恐ろしいことではないということを描いておきたいと思ひます。

反対の第三の理由は、財源確保法案のスキームが余りにもでたらめだという点であります。

国鉄清算事業団と国有林野の長期債務等の処理のために、たばこ特別税より毎年二千六百億円程度を一般財源に繰り入れるわけであり、長期債務とたばこ特別税の間に一体どのような関係があるのか、喫煙者に対し長期債務の負担を求めるといふ理由が全くありません。

さらに、「たばこは地元で買ひましよう」と小売店に張つてあるように、地方財源の一部が入っております。厳しい地方の財政事情を考えると、大事な地方財源の一つが国債整理基金特別会計に直接入るといふイレギュラーな形が長期固定化するというところは、余りにも問題が多いわけですね。法案では、「当分の間」とごまかしてございますけれども、特別委員会議論の中で、当分の間とは六十年が一応のめどであるとの答弁があったように、明らかに長期化を想定しており、税の仕組みとしても問題を残すことは明らかであります。

また、郵便貯金特別会計から毎年二千億円、五年間で合計一兆円を繰り入れるとなっており、郵便貯金の特別会計に余剰があるとすると、なら

ば、それは預金者に還元するのが筋であります。余っているから持つてくる、あるいは取りやすいところから取る、こういうことがまかり通るならば、国民はたまつたものではあります。反対の第四の理由は、元本償還についての明記があいまいな点であります。

毎年度、元本償還のための財源として四千億円の出金について、当面、一般会計の歳入歳入面面にわたる努力により対応するとなっておりますけれども、事実上何の具対策も明示されておらず、か、あるいは総合交通体系を抜本的に見直すなど、少なくとも方向性だけでも明示すべきであります。これでは、国民がさらなる負担を余儀なくされるのは目に見えています。

なお、時間の関係で、国有林野事業一法案、森林管理局設置に関する承認案件につきましては、詳細に論ずることはできませんけれども、人員削減及び機構改革の計画等、余りにも無理や問題が多いため、反対を表明するものであります。

私は、国鉄林野の長期債務問題というのは、まさに日本の金融安定化、そして経済の安定化のために極めて重要な問題であると考えます。そして早期に解決しなければならぬことも十分承知しております。しかし、今回の債務処理法案は、単なる財政上のJRの負担の是非とは違つたものであります。一度国会で決定したルールを政府の都合でいとも簡単にひっくり返すという民主主義の根幹にかかわる問題だから、断じて容認することはできないのであります。

私は、今回衆議院から参議院へと参りました。この四カ月の間でもいろいろな面で、さすがは参議院は良識の府だ、という感じがしていただいております。今まさしくこの法案の賛否は良識の灯が消えるか消えないかという重大なものであり、ぜひとも参議院の良識を発揮していただき、すよう、訴えさせていただきます。私の討論を終ります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 富樫三君。

(富樫三君登壇、拍手)

○富樫三君 私は、日本共産党を代表して、森林法改正を除く旧国鉄の長期債務処理関連法案、国有林野事業の改革特別措置法案など、政府提出五案件に対する反対討論を行います。冒頭に、国民に大きな負担を押しつけるとともに、国民の共有財産の安易な切り売りや貴重な山林の荒廃を招くことになるこれらの重要法案が、わずか三日間の極めて不十分な審議のまゝに採決に持ち込まれることに厳しく抗議するものです。これでは、参議院に寄せられた国民の期待を裏切るものであることを強く指摘せざるを得ません。次に、まず、旧国鉄の長期債務処理関連法案について反対理由を述べます。

第一の反対理由は、これらの法案は、当面の利払いについて対応するものにすぎず、元本返済の財源には全く裏づけがなく、長期債務の抜本的処理とはほど遠いものであることとあります。これまでの国会論議を通じて明らかになったことは、当初定められた債務負担のルール無視を初め、高利の借り入れの継続、JR資金の流用など、分割・民営化の時点で二十五兆五千億円とされていた国鉄の長期債務を、今日、二十七兆八千億円に増大させ、国民負担を二倍に膨らませるに至った根本原因について、政府に重大な責任があるということとあります。

政府は、その反省の上に立って、今後のおよそ五、六十兆円余の債務処理について、その財源を含め、国民負担としないための根本的解決策を示す義務と責任を果たすべきであります。

第二に、しかも当面の利払いの財源は、旧国鉄とは全く関係のない郵便貯金特別会計からの繰り入れや、新設するたばこ特別税の増税分を充てるものとなっており、これは、政府の無策によって膨らませてきた借金のツケをほとんど国民に負担させるものであり、絶対に認めることはできません。

第三に、長期債務の国民的解決の方向が、発生原因に即した現実的で合理的解決策となっていないことである。

そもそも政府は、国鉄分割・民営化における債務負担のルールとして、J R本州三社には適正利益一、二%を保障しつつ適正な債務を受け持たせるというルールを決めていたのであります。それにもかかわらず、三社はその後政府の予想を大きく上回る利益を上げており、当初のルールに従えば、債務の追加負担は当然の道理ある措置と言えます。

そればかりか、分割・民営化のときにJ Rは、鉄道事業に必要な土地として、国鉄の優良資産を明治、大正時代の簿価で承継しました。J R本州三社は、この土地を活用し、駅ビルなどの関連事業に進出したり、簿価で手に入れた土地を時価で売却して大もうけをしています。

さらに、新幹線施設建設の経過に重大な過失があったことも明白であります。J R本州三社は、年間売り上げ一兆七千億円に上る新幹線を、当初価格に一兆一千億円を上乗せしただけで買い取るという優遇措置を受けました。参考人質疑でも明らかにされたとおり、J R本州三社に自分の負担をさせるのは道理に合った当然のことではありません。

また、分割・民営化に際して、政府は、国鉄職員を一人も路頭に迷わせないと明言していたにもかかわらず、一千四十七名採用問題がいまだに解決を見えないことは極めて遺憾なことです。莫大な長期債務は国民に押しつけ、その一方で、労働者とその家族の苦しみは野放しということでは、国民だれもが納得できないのは当然ではありません。

この機会に、政府は、責任を持って、全力を挙げて、人道上もはやこれ以上放置できないこの課題解決に当たるよう強く要求します。

第一の反対理由は、国有林野事業の累積債務が三兆八千億円に膨らんだ原因が、独立採算を押しつけたままで木材の輸入自由化を進め、赤字対策に財投資金を投入し続けた政府の失政にあります。にもかかわらず、法案はそのツケを国民に押しつけるものとなっているからであります。

第二に、営林署の統廃合や職員的大幅削減が、国有林野事業を事実上機能停止させ、国有林の公益的機能を失くすからであります。

第三に、債務処理スキームが国有林の一層の荒廃を招くこととなるからであります。

企業の運営の国有林特別会計のもとで、不確実な林産物収入や土地切り売りに頼った一兆円の債務返済計画では、無理な収入を上げようとしたら、国有林管理経費の削減で国有林がさらに荒廃することは必至ではありませんか。

今必要なことは、地域住民や自治体、国民の期待にこたえ、国が国有林に全面的に責任を持つ原則を確立することです。このことを強く指摘しておきます。

以上、国民負担なしの現実的解決の道でなく、国民に負担転嫁を押しつける政府の国鉄、林野の長期債務処理法案に断固反対することを申し述べて、討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。まず、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

賛成 二百四十二
反対 百二十九
棄権 百十三

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 次に、国有林野事業の改革のための特別措置法案及び国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

賛成 二百四十五
反対 百二十九
棄権 百六

よって、両案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 次に、森林法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

賛成 二百四十五
反対 百二十九
棄権 百六

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求めるの件の採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

賛成 二百四十六
反対 百九
棄権 百九

よって、本件は承認することに決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 次に、一般会計における債務の承継に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

平成十年十月十五日 参議院会議録第十八号

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十五

賛成 二百三十七

反対 百八

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十一分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 菅野 久光君

議員
鶴保 廣介君 弘友 和夫君
魚住 裕一郎君 山崎 力君
入澤 肇君 渡辺 孝男君
福本 潤一君 菅川 健二君
岩瀬 良三君 高橋 令則君
阿曾 清君 沢 たまき君
大森 礼子君 山本 保君
斎藤 滋宣君 渡辺 秀央君
月原 茂雄君 加藤 修一君
高野 博雄君 松 ありさ君
益田 洋介君 長谷川 道郎君
橋本 聖子君 戸田 邦司君
平野 貞夫君 海野 義孝君
但馬 久美君 山下 栄一君
荒木 清寛君 中原 興君
常田 享祥君 泉 信也君
田村 秀昭君 日笠 勝之君
風間 純君 木庭 健太郎君
森本 晃司君 須藤 良太郎君

星野 朋市君 扇 千景君
統 調弘君 浜四津敏子君
鶴岡 洋君 白浜 一良君
浜田 二郎君 鎌田 要人君
鹿熊 安正君 尾辻 秀久君
水野 誠一君 北岡 秀二君
武見 敬三君 中島 眞人君
龜谷 博昭君 奥村 展三君
堂本 曉子君 中川 義雄君
仲道 俊哉君 日出 英輔君
森下 博之君 佐々木 知子君
佐藤 昭郎君 久野 恒一君
岸 宏一君 木村 仁君
鈴木 政二君 畑 恵君
馳 浩君 林 芳正君
平田 耕一君 山本 一太君
長峯 基君 岩井 國臣君
上野 公成君 田村 公平君
田浦 直君 国井 正幸君
末広 まきこ君 依田 智治君
溝手 顯正君 佐藤 泰三君
西田 吉宏君 狩野 安君
若林 正俊君 河本 英典君
野間 起君 成瀬 守重君
石川 弘君 石渡 清元君
岡野 裕君 上杉 光弘君
有馬 朗人君 竹山 裕君
真鍋 賢二君 井上 吉夫君
野沢 太三君 吉川 芳男君
坂野 重信君 中曾根 弘文君
青木 幹雄君 保坂 三藏君
小山 孝雄君 阿部 正俊君
谷川 秀善君 高橋 紀世子君
森田 次夫君 森山 裕君
山内 俊夫君 山下 善彦君
脇 雅史君 三浦 一水君
加納 時男君 岩城 光英君

阿南 一成君 田名部 匡省君
金田 勝年君 松村 龍二君
鈴木 正孝君 塩崎 恭久君
大野 つや子君 水島 裕君
岩永 浩美君 市川 一朗君
大島 慶久君 岡 利定君
太田 豊秋君 加藤 紀文君
釜本 邦茂君 景山 俊太郎君
海老原 義彦君 吉村 剛太郎君
片山 虎之助君 鴻池 祥肇君
松谷 善一郎君 清水 嘉子君
南野 知恵子君 服部 三男雄君
矢野 哲朗君 山崎 正昭君
井上 裕君 岩崎 純三君
村上 正邦君 倉田 寛之君
石井 道子君 陣内 孝雄君
久世 公亮君 海野 徹君
木俣 佳丈君 浅尾 慶一郎君
内藤 正光君 福山 哲郎君
中村 敦夫君 岩本 在太君
櫻井 充君 郡司 彰君
佐藤 雄平君 小宮 山洋子君
松岡 満壽男君 藤井 俊男君
高嶋 良充君 本田 良一君
松崎 俊久君 齋藤 勤君
平田 健二君 朝日 俊弘君
和田 洋子君 前川 忠夫君
伊藤 基隆君 小山 峰男君
小林 元君 石田 美栄君
直嶋 正行君 峰崎 直樹君
江本 孟紀君 堀 利和君
今井 澄君 長谷川 清君
川橋 幸子君 佐藤 泰介君
興石 東君 寺崎 昭久君
今泉 昭君 薬科 満治君
岡崎 トミ子君 笹野 卓子君

国務大臣

大蔵大臣 宮澤 喜一君
農林水産大臣 中川 昭一君
運輸大臣 川崎 二郎君

松田 岩夫君 山下 八洲夫君
江田 五月君 千葉 景子君
北澤 俊美君 角田 義一君
足立 良平君 本岡 昭次君
久保 亘君 吉田 之久君
谷林 正昭君 西川 きよし君
小池 晃君 宮本 岳志君
福島 瑞穂君 小川 敏夫君
島袋 宗康君 畑野 君枝君
小泉 親司君 照屋 寛徳君
大脇 雅子君 小川 勝也君
石井 一二君 八田 ひろ子君
富樫 練三君 日下部 清代子君
谷本 義君 円 より子君
佐藤 道夫君 大沢 辰美君
井上 美代君 阿部 幸代君
須藤 美也子君 清水 澄子君
三重野 栄子君 柳田 稔君
篠瀬 進君 岩佐 惠美君
林 紀子君 西山 登紀子君
緒方 靖夫君 菅野 壽君
大湖 絹子君 竹村 泰子君
勝木 健司君 池田 幹幸君
笠井 亮君 吉川 春子君
山下 芳生君 洲上 貞雄君
山本 正和君 松前 達郎君
広中和歌子君 吉岡 古典君
市田 忠義君 筆坂 秀世君
橋本 敦君 立木 洋君
田 英夫君 村沢 牧君
堀原 敬義君

議長の報告事項
昨十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
財政・金融委員

辞任 梶原 敬義君 補欠 三重野栄子君

国民福祉委員

辞任 中曾根弘文君 補欠 久野 恒一君

経済・産業委員

辞任 久野 恒一君 補欠 中曾根弘文君

予算委員

辞任 久野 恒一君 補欠 中曾根弘文君

決算委員

辞任 久野 恒一君 補欠 中曾根弘文君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員

辞任 小川 勝也君 補欠 俊男君

山下八洲夫君 前川 忠夫君

同日議長は、次の議員提出案を金融問題及び経済活性化に関する特別委員会に付託した。

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(本岡昭次君外二名発議)(参第一〇号)

同日議長は、次の衆議院提出案を金融問題及び経済活性化に関する特別委員会に付託した。

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(衆第一五号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

平成十年十月十五日 参議院会議録第十八号

議長の報告事項 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(本岡昭次君外二名発議)

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

同日本院は、次の議案を可決した旨衆議院に通知した。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(第百四十回国会衆議院提出、第百四十三回国会衆議院送付)

同日委員長から次の報告書が提出された。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(第百四十二回国会衆議院送付)

報告書

国有林野事業の改革のための特別措置法案(第百四十二回国会衆議院送付)

国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案(第百四十二回国会衆議院送付)

審査報告書

森林法等の一部を改正する法律案(第百四十二回国会衆議院送付)

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求めるの件(第百四十二回国会衆議院送付)

一般會計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案(第百四十二回国会衆議院送付)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

審査報告書

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十年十月十四日

日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員長

中曾根弘文

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本国有鉄道清算事業団における土地その他の資産の処分等による債務等の処理が困難となつてゐる事態に対処して、当該債務等の抜本的な処理を図ることが緊急の課題となつてゐることにかんがみ、政府による事業団の債務の承継その他の事業団の債務等の処理を図るために必要な措置を講じようとするものであり、おおむね妥當な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十年度一般會計予算(運輸省所管)に、日本鉄道建設公団特例業務補助金として六百五十億円が計上されている。また、国債整理基金特別會計予算に、国債利子等の支払及び借入金利子の支払に必要な経費の内数として約二千九百四十億円が計上されている。

なお、衆議院修正により平年度約百二十億円の追加が見込まれる。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、本院議決)

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつてこれを送付する。

平成十年十月六日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

(小字及び一は衆議院修正)

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 事業団の債務の処理(第二条―第六條)

第三章 年金の給付に要する費用等の処理(第七條―第十二條)

第四章 公団の業務に関する特例等(第十三條―第十九條)

第五章 雑則(第二十條―第三十一條)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、日本国有鉄道清算事業団(以下「事業団」という。)における土地その他の資産の処分等による債務等の処理が困難となつてゐる事態に対処して、当該債務等の抜本的な処理を図ることが緊急の課題となつてゐることにかんがみ、政府による事業団の債務の承継その他の事業団の債務等の処理を図るために必要な措置を定めるものとする。

第二章 事業団の債務の処理

(一般會計による債務の承継)

第二条 政府は、この法律の施行の時に、その時における事業団の第一号から第四号までに掲げる長期借入金に係る債務及び当該債務に係る利子(この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以前に発生している利子のうち施行日以後に支払われることとされているものに限る。)に係る債務並びに第五号及び第六号に掲げる債券に係る債務(施行日前に支払期が到来した利

子に係るものを除く。を、一般会計において承認する。

一 附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号。以下「旧事業団法」という。)第四十条第一項の規定による長期借入金に係る債務(事業団が土地の譲渡契約と併せて締結した金銭消費貸借契約において当該土地の譲渡の対価の支払を受ける債権と相殺することが約されているものを除く。)

二 日本国有鉄道の長期借入金に係る債務

三 附則第二十四条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号。以下「改正前改革法」という。)第二十四条第二項の規定により日本国有鉄道が承継した日本鉄道建設公団の長期借入金に係る債務

四 旧事業団法附則第九條第二項の規定により承継した日本鉄道建設公団の長期借入金に係る債務

五 日本国有鉄道清算事業団債務に係る債務

六 鉄道債券に係る債務

2 前項の規定により政府が承継する債務のうち、政府が貸し付けた長期の資金に係るもの及び政府が引き受け、かつ、当該承継の時において保有する債券に係るものの償還期限は、平成十一年三月三十一日までの間において政令で定める日とする。

(国債に関する法律の適用等)

第三条 前条第一項の規定により政府が承継する債務に係る日本国有鉄道清算事業団債券及び鉄道債券については、国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号。第六條及び第八條を除く。その他の法令中国債に関する規定を適用する。)

12 日本国有鉄道清算事業団債券及び鉄道債券については、前条第一項の規定による承継の日前一月の間、社債等登録法(昭和十七年法律第十

一(号)の規定による登録(相続、遺贈、合併、強制執行その他これらに準ずる事由による移転の登録を除く。)を請求することができない。

32 日本国有鉄道清算事業団債券及び鉄道債券であつて前条第一項の規定による承継の際現に社債等登録法(昭和十七年法律第十号)〇〇の規定による登録を受けているものについては、当該承継の時に、当該登録に係る登録機関は、当該登録の抹消を行うとともに、当該登録を受けている事項を日本銀行に通知するものとする。

43 日本銀行は、前項の通知を受けたときは、当該通知を受けた事項の登録を行うものとする。

54 前項の規定による登録は、国債に関する法律の規定による登録とみなす。

5 前条第一項の規定により政府が承継した債務に係る日本国有鉄道清算事業団債券及び鉄道債券については、同項の規定による承継の日以後二週間、国債の登録(相続、遺贈、合併、強制執行その他これらに準ずる事由による移転の登録を除く。)を請求することができない。国債の登録の除却についても、同様とする。

(無利子貸付金に係る債務の免除)

第四条 政府は、この条の規定の施行の日において、平成十年九月二十八日まで、事業団の次に掲げる政府に対する債務を免除するものとする。

一 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(昭和六十一年法律第七十六号)第二条第二項の規定による貸付金に係る債務

二 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(平成九年法律第七十三号)第二条第二項の規定による貸付金に係る債務

三 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講

すべき特別措置に関する法律第四条の政令で定める債務

四 前三号に掲げるもののほか、政府が無利子で貸し付けた長期の資金に係る債務

(国債整理基金特別会計法の適用に関する特例) 第五条 次に掲げる債務に係る借入金については、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第四項の規定は、適用しない。

一 第二条第一項の規定により政府が承継する同項第一号から第四号までに掲げる債務

二 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律第二条第一項の規定により政府が承継した債務

三 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(平成二年法律第四十五号)第二条第二項の規定により政府が承継した債務

(一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ)

第六条 政府は、前条第二号及び第三号に掲げる債務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律第三条第一項の特定債務に係る債務の償還を確実に行うため、国債整理基金特別会計法の規定による繰入れを適切に行うものとする。

第三章 年金の給付に要する費用等の処理
第七条 日本国有鉄道の役員又は職員であつた者等に係る恩給に要する費用の負担

第七條 附則第二十五條の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号。以下「改正前施行法」という。)第三十七條の規定により事業団が負担することとされていた費用については、附則第二条第一項の規定により事業団の土地その他の資産を承継す

る日本鉄道建設公団(以下「公団」という。)が負担する。

(日本鉄道共済組合等が支給する年金の給付に要する費用等の負担)

第八条 改正前施行法第三十八條第一項の規定により事業団が負担することとされていた費用については、政令で定めるところにより、公団が負担する。

2 改正前施行法第三十八條第二項の規定により事業団が負担することとされていた費用については、公団が負担する。この場合においては、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年厚生年金等改正法」という。)附則第五十四條第四項中「会社等」とあるのは、「会社等(存続組合である日本鉄道共済組合又は附則第四十八條第一項に規定する指定基金で日本鉄道共済組合に係るものが支給する年金たる給付に係るものについては、日本鉄道建設公団)とする。

第九条 改正前施行法第三十八條の二の規定により事業団が負担することとされていた額のうち、昭和六十一年三月三十一日において改正前施行法第八十九條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)附則第十四條の三第二項の国鉄共済組合の組合員(同法の長期給付に関する規定の適用を受けるものに限る。)であつた者であつて昭和六十一年四月一日において平成八年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「平成八年改正前の共済法」という。)第八條第二項の日本鉄道共済組合の組合員(改正前施行法第八十九條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けるものに限る。)となつた者(同日において承継法人(新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律(平成三年法律第四十五号)附則第十九條の規定による改正前の日本国有鉄道改革法第十一條第二項の承継法人

をいう。以下同じ。に使用される者役員を含む。となつた者に限る。に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の二分の一に相当する額。

（国家公務員等共済組合連合会を組織する組合の組合員等となつた者に係る年金の給付に要する費用の負担）

第十條 改正前施行法第三十九條の規定により事業団が負担することとされてた費用については、大蔵大臣及び運輸大臣が定めるところにより、公団が負担する。

（地方公務員共済組合の組合員となつた者に係る年金の給付に要する費用の負担）

第十一條 改正前施行法第四十條の規定により事業団が負担することとされてた費用については、自治大臣及び運輸大臣が定めるところにより、公団が負担する。

（公団が負担する費用等の支払の確実かつ円滑な実施）

第十二條 国は、第七條から前条までの規定により公団が負担する費用等の支払の確実かつ円滑な実施を図るものとし、このため、第二十六條の規定による公団に対する補助金の交付その他の必要な措置を講ずるものとする。

第四章 公団の業務に関する特例等

（公団の業務に関する特例）

第十三條 公団は、当分の間、日本鉄道建設公団法（昭和三十一年法律第三号。以下「公団法」という。）第十九條第一項及び第二項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 第七條から第十一條までの規定により負担することとされる費用等の支払を行うこと。

二 前号の業務その他の業務の遂行に必要な資金に充てるために附則第二條第一項の規定により承継する土地その他の資産の処分を行うこと。

三 前号の業務を効果的に推進するため附則第二條第一項の規定により承継する土地に係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、附則第二條第一項の規定により承継する権利及び義務の行使及び履行のために必要な業務を行うこと。

五 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 公団は、前項の規定により同項に規定する業務を行う間、公団法第十九條第一項及び第二項並びに前項に規定する業務のほか、同項第二号の業務を効果的に推進するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、資金の貸付けを行うことができる。

3 公団は、第一項の規定により同項に規定する業務を行う間、公団法第十九條第一項及び第二項並びに前二項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡に関する業務（第一項第三号の業務に関連して行うものに限り。）を行うことができる。

4 公団は、前二項に規定する業務を行おうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第十四條 公団の役員若しくは前条第一項第二号及び第三号の業務（以下「資産処分業務」という。）に従事する職員又はこれらの職にあつた者は、資産処分業務に係る職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（資産処分審議会の設置）

第十五條 公団は、第十三條第一項の規定により

資産処分業務が行われる間、資産処分審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の権限）

第十六條 公団の総裁は、次に掲げる場合には、審議会の意見を聴かなければならない。

一 資産処分業務に関する基本的な方針を定めようとするとき。

二 資産処分業務に係る業務方法書を作成し、又は変更しようとするとき。

三 運輸省令で定める重要な資産に係る資産処分業務を行うおととするとき。

2 審議会は、前項に掲げる場合のほか、公団の総裁の諮問に依り、資産処分業務に関する重要事項を審議する。

（審議会の組織）

第十七條 審議会は、委員七人以上をもって組織する。

2 審議会に会長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理する。

4 審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

（委員の任命）

第十八條 委員は、資産処分業務に関し学識経験を有する者のうちから、運輸大臣の認可を受けて、公団の総裁が任命する。

（委員の任期）

第十九條 委員の任期は、二年とする。

2 委員は、再任されることが出来る。

（準用規定）

第二十條 第十四條、第二十八條の規定により読み替へて適用する公団法第十二條及び公団法第十三條の規定は、委員について準用する。

（投資）

第二十一條 公団は、運輸大臣の認可を受けて、公団の委託により第十三條第一項から第三項ま

でに規定する業務（以下「特例業務」という。）の一部を行う事業及び特例業務と密接に関連する事業で特例業務の円滑な遂行に資するものに投資することが出来る。

2 前項の規定により公団が投資することが出来る事業の範囲は、政令で定める。

（業務の委託）

第二十二條 公団は、運輸大臣の認可を受けて定める基準に従つて特例業務の一部を委託することが出来る。

（土地の処分の方法等）

第二十三條 公団は、附則第二條第一項の規定により承継する土地の譲渡、貸付けその他の処分に関する契約を締結しようとする場合には、その処分の公正かつ適切な実施を確保するため、一般競争入札の方法に準じた方法その他の運輸省令で定める方法によらなければならない。

（鉄道施設の無償譲渡及び貸付け）

第二十四條 公団は、次に掲げる鉄道施設を地域における輸送の確保のために鉄道事業者に対し譲渡する場合には、政令で定める日までの間、これを無償で行うことができる。

一 公団が附則第二條第一項の規定により承継する旧事業団法附則第十三條第一項各号に掲げる鉄道施設

二 この法律の施行の際現に公団が所有する旧事業団法附則第九條第一項に規定する鉄道施設であつて当該鉄道施設が鉄道事業の用に供されることとなつたもの

2 公団は、前項の規定による譲渡を行うまでの間は、同項各号に掲げる鉄道施設を鉄道事業者に対し無償で貸し付けることができる。

3 第一項の規定による鉄道施設の譲渡の時において、公団の資本金のうち当該鉄道施設の建設に係る部分として運輸大臣が定める金額については、公団に対する政府からの出資はなかつたものとし、公団は、その額により資本金を減少するものとする。

4 運輸大臣は、前項の規定により金額を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(承継法人に対する公団が承継する土地の無償貸付け)

第二十五条 公団は、附則第二項第一項の規定により承継する土地であつて改正前施行法第三十一条の規定により事業団が承継法人(改正前施行法第二十一条第二項の承認を受けた計画に従い当該経営の分離に係る一般自動車運送事業に相当する道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業を営む株式会社を含む。附則第二十六条第二項において同じ。)に対し無償で貸し付けていたものを、当該承継法人の事業の用に供する施設の公団の土地からの移転が終了するまでの間、当該承継法人に対し引き続き無償で貸し付けることができる。

(補助金)

第二十六条 政府は、予算の範囲内において、公団に対し、公団による特別業務の確実かつ円滑な実施のために必要な補助金を交付するものとする。

(特別の勘定)

第二十七条 公団は、特別業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 公団は、前項に規定する特別の勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、公団法第二十八条第一項の規定にかかわらず、積立金として整理しなければならない。

3 公団は、第一項に規定する特別の勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(公団法の特例)

第二十八条 第十三条第一項から第三項までの規定により特別業務が行われる場合には、公団法

第八条中「七人」とあるのは「九人」と、公団法

第九条第三項中「総裁及び副総裁」とあるのは

「公団を代表し、総裁及び副総裁」と、公団法

第十二条第四号中「販売」とあるのは「販売、土地の売買」と、公団法第十五条中「又は副総裁」とあるのは、副総裁又は理事」と、公団法第十六条中「及び副総裁は、公団の理事及び」とあるのは、副総裁及び理事は、公団の」と、「業務」とあるのは「業務又は日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律

第 号。以下「債務等処理法」という。第二

十一条第一項の特例業務」と、公団法第二十九

条の二中「債券」とあるのは「長期借入金及び債

券」と、公団法第三十二条中「場合」とあるのは

「場合、債務等処理法第十三条第一項の規定に

より同項第二号及び第三号の業務を行う場合並

びに債務等処理法第二十四条第一項に規定する

場合」と、公団法第三十四条、第三十五条第二

項及び第三十六条第一項中「この法律」とあるの

は「この法律及び債務等処理法」と、公団法第三

十九条第一号中「又は第三十二条」とあるのは

「若しくは第三十二条又は債務等処理法第十三

条第四項若しくは第二十一条第一項」と、同条

第四号中「又は第三十四条」とあるのは「若しく

は第三十四条又は債務等処理法第十六条第一項

第三号若しくは第二十三条」と、公団法第四十

二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律

又は債務等処理法」と、同条第三号中「第十九

関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五章 雑則

(事業団の職員の再就職の機会の確保等に関する措置)

第三十条 事業団は、附則第二項第一項の規定による解散までの間において、その職員について再就職の機会の確保及び再就職の援助等を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、事業団が講ずる前項の措置に関し、就職のあつせんその他の援助に努めなければならない。

(国会对する報告)

第三十一条 政府は、毎年、国会に対し、この法律に定める施策の実施の状況を報告しなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日、平成十年十月一日から施行する。ただし、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日、第三條第二項、第四條及び第三十條の規定は、公布の日から施行する。

(事業団の解散等)

第二条 事業団は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、第二条第一項の規定により政府が承継する債務以外の事業団の一切の権利及び義務は、事業団の解散の時に公団が承継する。

2 事業団の平成十年四月一日に始まる事業年度は、事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 事業団の平成十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 事業団の解散の時にあって、その時における事業団の資本金に相当する金額については、政

府からの出資は、なかつたものとする。

5 第一項の規定により公団が権利及び義務を承継するときは、事業団の平成十年四月一日に始まる事業年度終了の日における貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額に第二

条第一項の規定により政府が承継する同項各号に掲げる債務の額の合計額を加えて得た金額は、第二十七條第一項に規定する特別の勘定において、同条第二項の積立金として整理しなければならない。

6 公団は、本州四国連絡橋公団に対し、改正前改革法第二十五条第一項及び旧事業団法附則第十一條第一項に規定する本州四国連絡橋公団の債務の償還等に係る業務に要する費用の額に相当する金額を支払うものとする。

7 改正前改革法第二十五条第一項及び旧事業団法附則第十一條第一項の規定により事業団が本州四国連絡橋公団に対して負担した債務のうち第一項の規定により承継するものの償還及び当該債務に係る利子の支払並びに前項に規定する費用の範囲その他の同項の規定による支払に關し必要な事項は、政令で定める。

8 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第三条 公団が前条第一項の規定により承継する鉄道建設債券に係る債務について政府がした改正前施行法第三十四条の規定により従前の条件により存続するものとされた保証契約は、その承継後においても、当該鉄道建設債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

2 改正前施行法第三十六条第二項の規定は、前条第一項の規定による事業団の解散の際にその職員として在職する者(改正前施行法第三十六條第一項の規定の適用を受けた者に限る。)で引き続き公団の職員となつたものが公団を退職する場合における退職手当の支給について準用

する。この場合において、改正前施行法第三十六條第二項中「清算事業団」とあるのは、「日本鉄道建設公団」と読み替へるものとする。

3 前条第一項の規定による事業団の解散の日、前日に事業団の職員として在職する者(改正前施行法第三十六條第一項の規定の適用を受けた者に限る。)が、引き続き公団の職員となり、かつ、引き続き公団の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第二條第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤務期間の計算については、その者の日本国有鉄道の職員としての在職期間、事業団の職員としての在職期間及び公団の職員としての在職期間を同一項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が事業団又は公団を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

(権利及び義務の承継に伴う租税関係法令の適用に関する経過措置)

第四條 公団が附則第二條第一項の規定により承継する登記に係る登記権利者としての地位に基づき日本国有鉄道又は事業団を登記名義人とするのために受ける登記については、登録免許税を課さない。

2 公団が附則第二條第一項の規定により承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車等の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

3 公団が附則第二條第一項の規定により承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において日本国有鉄道又は事業団が当該土地を取得した日以後十年を経

過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(公団等に対する厚生年金保険法等の規定の適用)

第五條 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)附則第十九條第二項から第四項までの規定の適用については、公団の事業所又は事務所のうち特例業務を行う事業所又は事務所(次項において「特例事業所等」という。)を平成八年改正前の共済法第二條第一項第七号に掲げる法人の事業所又は事務所とみなす。

2 公団の特例事業所等のうち厚生年金保険法第六條第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、特例事業所等を平成八年改正前の共済法第二條第一項第八号に規定する法人の事業所又は事務所とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第十八條第二項の規定を適用する。この場合において、同項において準用する同條第一項ただし書中「施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者(施行日の前日以前の日から引き続き当該事業所又は事務所に使用される者に限る。)」とあるのは、「施行日の前日以前の日から日本鉄道建設公団(以下この項において「公団」という。)が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第三号)第二十一條第一項の特例業務(以下この項において「特例業務」という。)を開始する日の前日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者(施行日の前日以前の日から公団が特例業務を開始する日の前日まで引き続き日本国有鉄道清算事業団の事業所又は事務所に使用される者に限る。)」であつて、公団が特例業務を開始する日において特例業務を行う事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六條第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される同法による被保険者であるもの」と

する。

3 公団については、平成八年改正前の共済法第二條第一項第八号に規定する旅客鉄道会社等とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第五十四條第一項から第五項までの規定を適用する。

4 平成八年厚生年金等改正法附則第三十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成八年改正前の共済法第八條第二項の規定の適用については、同項中「日本国有鉄道清算事業団の理事長」とあるのは、「日本国有鉄道建設公団が当該公団を代表する者として大蔵大臣に届け出た者」とする。

(日本国有鉄道清算事業団法の廃止)

第六條 日本国有鉄道清算事業団法は、廃止する。

(日本国有鉄道清算事業団法の廃止に伴う経過措置)

第七條 附則第二條第一項の規定による事業団の解散の際現に旧事業団法第三條の規定により置かれていた事務所については、公団法第三條第二項の規定により運輸大臣の認可を受けたものとみなす。

2 附則第二條第一項の規定による事業団の解散の際現に旧事業団法第二十六條第四項の規定により認可を受けて行っている業務は、第十三條第四項の規定により認可を受けたものとみなす。

3 附則第二條第一項の規定による事業団の解散の際現に旧事業団法第二十七條第一項の規定により認可を受けている投資は、第二十一條第一項の規定により認可を受けたものとみなす。

4 附則第二條第一項の規定による事業団の解散の際現に旧事業団法第二十八條の規定により認可を受けて定められていた基準は、第二十二條の規定により認可を受けたものとみなす。

5 事業団の役員若しくは旧事業団法第十八條の資産処分業務に従事する職員又は旧事業団法第

二十條の資産処分審議会の委員であつた者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

6 前条の規定の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八條 附則第三條及び第四條、前条並びに附則第十二條、第十五條、第二十二條及び第二十六條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国債整理基金特別会計法の一部改正)

第九條 国債整理基金特別会計法の一部を次のように改正する。

第十七條 第一項中「ノ処分」を「及出資持分ノ処分」に、「収入金及」を「収入金並ニ」に、「ニ係ル配当金」を「及出資持分ニ係ル配当金」に改め、同條第二項中「ノ管理」を「及出資持分ノ管理」に改め、同條を第十八條とし、第十六條の次に次の一條を加える。

第十七條 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(平成二年法律第四十五号)第二條第一項ノ規定ニ依リ政府ニ譲渡セラレタル帝都高速度交通営団ニ対スル持分(以下出資持分ト称ス)ハ国債ノ元金償還ニ充ツベキ資金ノ充實ニ資スル為一般會計ヨリ無償ニテ国債整理基金特別會計ニ所屬替ヲ為スモノトス

(北海道開発法の一部改正)

第十條 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第十條 第一項 第二号中、雇用促進事業団又は日本国有鉄道清算事業団を「又は雇用促進事業団」に改める。

第十一條 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中、「日本国有鉄道清算事業団」を削る。

第七十三條の二第二項中「日本国有鐵道清算事業団」を「日本鐵道建設公団」に改め、「請負契約」の下に「（日本鐵道建設公団が注文者である）」の語を、
「家屋の新築にあつては、日本国有鐵道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第 号）第十三條第一項第三号の業務に基
づき締結されるものに限る。」を加へる。

第七十三條の四第二項第一号の二を削る。
第三百四十八條第二項第三十四号を次のよう
に改める。

三十四 日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号及び第三号の業務の用に供するため所有する固定資産並びに同法第二十四条第二項及び第二十五条の規定により貸し付けている固定資産で、政令で定めるもの

第三百四十九条の第三、二十三項中「又は日本国有鐵道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)附則第十三条第一項」を、「日本国有鐵道清算事業団の債務等の処理に関する法律(以下本項において「債務等処理法」という。)(附則第六条の規定による廃止前の日本国有鐵道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号。以下「旧日本国有鐵道清算事業団法」という。)(附則第十三条第一項)に、「日本国有鐵道清算事業団」を「債務等処理法附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鐵道清算事業団(以下「旧日本国有鐵道清算事業団」という。))に、「同項各号」を「旧日本国有鐵道清算事業団法附則第十三条第一項各号」に、「者が」を「者又は債務等処理法第二十条第一項の規定により日本鐵道建設公団から無償で同項各号に掲げる鐵道施設の譲渡を受け

附則第十條第一項中 日本國有鐵道清算事業
團法附則第十三條第一項の規定により日本國有

鐵道清算事業団」を、「日本国有鐵道清算事業団」の債務等の処理に関する法律第二十四条第一項の規定により日本鐵道建設公団」に改め、同条第五項中「日本国有鐵道清算事業団法第二十七條第一項」を、「旧日本国有鐵道清算事業団法第二十七條第一項」に、「日本国有鐵道清算事業団から同法第二十六條第一項第二号」を、「旧日本国有鐵道清算事業団から旧日本国有鐵道清算事業団法第二十六條第一項第二号」に、「日本国有鐵道清算事業団の」を、「日本鐵道建設公団が日本国有鐵道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第一項の規定により旧日本国有鐵道清算事業団から承継し、かつ、」に改める。

附則第十二條第十一項中「日本国有鐵道清算事業団が所有する」を「旧日本国有鐵道清算事業団が所有する」に、「日本国有鐵道清算事業団が行う日本国有鐵道清算事業団法第二十六條第一項第三号」を「日本鐵道建設公団が行う日本国有鐵道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三條第一項第三号」に改める。

算事業団が所有する」を、旧日本国有鉄道清算事業団が所有する」に、「日本国有鉄道清算事業団が行う日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第三号の業務に基づき、当該北海道旅客会社等又は日本貨物鉄道株式会社が昭和六十二年四月一日から平成十一年一月一日までの間に当該旧資産に対応するものとして取得した家屋又は、旧日本国有鉄道清算事業団が行つた旧日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第三号の業務に基づき、当該北海道旅客会社等若しくは日本貨物鉄道株式会社が昭和六十二年四月一日から平成十年九月三十日までの間に当該旧資産に対応するものとして取得した家屋若しくは、

債却資産で政令で定めるもの又は日本鉄道建設
 公団が行う^{同法}日本国有鉄道清算事業団の債務等の
 処理に関する法律第十三条第一項第三号の業務
 に基づき当該北海道旅客会社等若しくは日本貨
 物鉄道株式会社が^{同法の施行の日}平成十年十月一日から平成十
 一年一月一日までの間に当該旧資産に対応する
 ものとして取得した家屋若しくは^に改める。

附則第三十二條の九第二項中「日本国有鐵道清算事業団が所有する」を「旧日本国有鐵道清算事業団が所有する」に、「日本国有鐵道清算事業団が行う日本国有鐵道清算事業団法第二十六条第一項第三号」を「日本鐵道建設公団が行う日本国有鐵道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第三号」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
 第三十二條 前條の規定による改正後の地方税法第三
 百四十八條第二項第三十四号、第三百四十九
 條の第三十三項及び附則第十五條の第三十二項
 の規定は、平成十一年度以後の年度分の固定資
 産税及び都市計画税について適用し、平成十年
 度分までの固定資産税及び都市計画税については、
 なお従前の例による。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第十三条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十
十年法律第百九十五号)の一部を次のように改
正する。

第二十四条第二項中、日本国有鉄道清算事業団を削る。

(租税特別措置法の一部改正)

第十四条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第

第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の十第三項第二号中「第五号」を「第四号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第十六号を同項第五号とする。

第三十七条の十一第四項第二号中、「新株引受権付社債又は日本国有鉄道清算事業団特別債

券」を「又は新株引受権付社債」に改める。

受権付社債及び日本国有鉄道清算事業団特別債証券」を「及び新株引受権付社債」に改め、同条第三項中「公社債又は証券投資信託の受益証券（以下この項において「公社債等」という。）で次の表の各号の上欄に掲げるものと当該各号の下欄に掲げるを特定株式投資信託の受益証券と特定株式投資信託の信託財産に属する」に改め、「（当該交換により取得した同表の第一号の下欄に掲げる株式の価額と当該交換により譲渡した同号の上欄に掲げる公社債等の価額との差額を補うための金銭を支払った場合その他の政令で定める場合を含む。）を削り、「当該公社債等」を「当該特定株式投資信託の受益証券」に改め、同項の表を削り、同条第四項中「同項の表の下欄に掲げる」を「同項の特定株式投資信託の信託財産に属する」に改める。

第六十七條の五の見出し中「特定の公社債等」を「特定株式投資信託の受益証券に改め、同条第一項中「公社債又は証券投資信託の受益証券（以下この項において「公社債等」という。）で次の表の各号の上欄に掲げるものと当該各号の下欄に掲げる」を「第三条の二に規定する特定株式投資信託の受益証券と当該特定株式投資信託の信託財産に属する」に改め、「（当該交換により取得した同表の第一号の下欄に掲げる株式の価額と当該交換により譲渡した同号の上欄に掲げる公社債等の価額との差額を補うための金銭を支払った場合その他の政令で定める場合を含む。）を削り、「当該各号の下欄に掲げる株式」を「当該株式に」に改め、同項の表を削る。

第七十一条の二の見出し中「日本国有鉄道清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に改め、同条中「日本国有鉄道清算事業団が日本国有鉄道清算事業団法」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第号）附則第二条第一項の規定による解散前の日

本国有鉄道清算事業団(以下この条において「旧日本国有鉄道清算事業団」という。)が同法附則第六條の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十二年法律第九十号)に改め、「設立した法人」の下に「又は日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三條第一項第二号の業務として行う土地の処分を公正かつ適切な実施を確保するために設立した法人」を加え、「日本国有鉄道清算事業団から」を「旧日本国有鉄道清算事業団又は日本鉄道建設公団から」に、「を日本国有鉄道清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に改める。

第八十四條の見出し中「日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等のための」とを「日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団から承継する」に改め、同條第一項中「日本国有鉄道清算事業団が日本国有鉄道清算事業団法を」「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二條第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団が同法附則第八條の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法」に改め、「法人の下に」又は「日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三條第一項第二号の業務として行う土地の処分を公正かつ適切な実施を確保するために設立した法人」を加え、「平成三年四月一日」を「平成十年十月一日」に、「日本国有鉄道清算事業団から当該土地」を「日本鉄道建設公団から同号の土地」に改め、同條第二項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第二十五條の規定により同條に規定する承継法人に対し無償で貸し付けている土地に存する当該承継法人の事業の用に供されている建物と日本鉄道建設公団の有する建物との交換が同法第十三

條第一項第三号の規定により行われた場合には、当該承継法人がその交換により取得した建物の所有権の移転の登記については、大蔵省令で定めるところにより、平成十年十月一日から平成十四年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第八十四條の三の見出し中「日本国有鉄道清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に、「税率の軽減」を「免税等」に改め、同條中「鉄道事業法第七條第一項に規定する」を削り、「平成十年四月一日」を「平成十年十月一日」に、「日本国有鉄道清算事業団法附則第十三條第一項」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十四條第一項」に、「日本国有鉄道清算事業団から」を「日本鉄道建設公団から」に改め、同條を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

鉄道事業法第七條第一項に規定する鉄道事業者(次項において「鉄道事業者」という。)が、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第二十四條第一項の規定により日本鉄道建設公団から無償で取得する同項第二号に掲げる鉄道施設(既に当該鉄道事業者の事業の用に供されているものを除く。)に係る土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の保存、移転又は設定の登記については、大蔵省令で定めるところにより、平成十年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第九十四條の見出し中「日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等のための」とを「日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団から承継する」に改め、同條第一項中「日本国有鉄道清算事業団が、新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関

する法律の施行の日の翌日」を「日本鉄道建設公団が、平成十年十月一日に」「日本国有鉄道清算事業団法第二十六條第一項第二号」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三條第一項第二号」に改め、同條第二項を削る。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)第十五條 前條の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。)第八十四條第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する法人が取得する同項に規定する土地の所有権の移転の登記又は地上権の設定の登記若しくは所有権の移転請求権の保全のための仮登記に係る登録免許税について適用するための仮登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に前條の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧租税特別措置法」という。)第八十四條第一項に規定する法人が取得した同項に規定する土地の所有権の移転の登記又は地上権の設定の登記若しくは所有権の移転請求権の保全のための仮登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第八十四條の三第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する鉄道事業者が取得する同項に規定する鉄道施設に係る土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十四條の三に規定する鉄道事業者が取得した同項に規定する鉄道施設に係る土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第九十四條の規定は、施行日以後に公団が行う同條に規定する株式の譲渡に係る有価証券取引税について適用し、施行日前に事業団が行った旧租税特別措置法第九十四條第一項に規定する株式の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

(日本鉄道建設公団法の一部改正)第十六條 日本鉄道建設公団法の一部を次のように改正する。

第十二條第二号中「日本国有鉄道清算事業団又は」を削る。

第四十一條及び第四十二條中「三万円」を「二十万円」に改める。

第四十三條中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第十二條中「日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十二年法律第九十号)」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第 号)附則第六條の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十二年法律第九十号)」に改める。

(所得税法の一部改正)第十七條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

(法人税法の一部改正)第十八條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

(印紙税法の一部改正)第十九條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

(登録免許税法の一部改正)第二十條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

(本州四国連絡橋公団法の一部改正)第二十一條 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

平成十年十月十五日 参議院會議録第十八号

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案 国有林野事業の改革のための特別措置法案

第二十二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

(本州四国連絡橋公団法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 附則第二條第七項に規定する債務の償還が終了するまでの間における前条の規定による改正後の本州四国連絡橋公団法第二十二條の規定の適用については、同条第一号中「又は地方公共団体の職員」とあるのは、「若しくは地方公共団体の職員又は日本鉄道建設公団の役員若しくは職員」とする。

(日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部改正)

第二十三條 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第二項中「日本国有鉄道清算事業団」の下に「(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第 号)の施行後においては、日本鉄道建設公団)を加える。

(日本国有鉄道改革法の一部改正)

第二十四條 日本国有鉄道改革法の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「併い」の下に、「平成十年清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第九号)までの間を加え、同条第三項中「昭和六十一年四月一日以降」を「昭和六十一年四月一日から平成十年九月三十日までの間」に改める。

第十六條中「国」の下に、「平成十年九月三十日までの間を加える。

第二十五條第二項中「事業団は」の下に、「平成十年九月三十日までの間を加える。

第二十六條第一項中「ときは」の下に、「平成十年九月三十日までの間を加える。

第二十五條 日本国有鉄道改革法等施行法の一部を次のように改正する。

第二十七條中第十三項及び第十四項を削り、第十五項を第十三項とし、同条第十六項中「承継法人」の下に「(第二十一條第二項の承認を受けた計画に従い当該経営の分離に係る一般自動車運送事業に相当する一般旅客自動車運送事業を經營する株式会社を含む)」を加え、同項を同条第十四項とする。

第二十九條第一項中「清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に改め、同条第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項から第十一項までを二項ずつ繰り上げる。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條 削除

第三十三條を次のように改める。

第三十五條を次のように改める。

第三十七條から第四十條までを次のように改める。

第三十七條から第四十條まで 削除

附則第五條第四項中「清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に改める。

規定する鉄道事業者が施行日前に取得した同項に規定する鉄道施設に係る土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の保存、移転又は設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 承継法人が改正前施行法第二十七條第十四項に規定する交換により施行日前に取得した建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(消費税法の一部改正)

第二十七條 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

(新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律の一部改正)

第二十八條 新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第四條中第五項を削り、第六項を第五項とする。

(日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部改正)

第二十九條 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「適用し、日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九号)第四十條(第五項及び第六項を除く)の規定は、適用しない」を適用するに改め、同条第二項を削る。

(運輸施設整備事業団法の一部改正)

附則第七條第五項中「日本国有鉄道清算事業団」の下に「(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第 号)の施行後においては、日本鉄道建設公団)を加える。

附則第十條第四項を削る。

(運輸省設置法の一部改正)

第三十一條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第一項第百六十五号中、「日本国有鉄道清算事業団」を削る。

(労働省設置法の一部改正)

第三十二條 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第三号中、「短時間労働援助センター及び日本国有鉄道清算事業団」を「及び短時間労働援助センター」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第三十三條 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第五十八号中、「日本国有鉄道清算事業団」を削る。

審査報告書

国有林野事業の改革のための特別措置法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十年十月十四日

日本国有鉄道清算事業

団の債務処理及び国有

林野事業の改革等に関

する特別委員長

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国有林野事業の危機的な財務状

況等にかんがみ、国有林野事業の抜本的な改革

の趣旨及び全体像を明らかにするとともに、累

積債務の一般会計への帰属その他所要の特別措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十年度国有林野事業特別会計予算に、特別給付金として十三億四千四百五十万円、一般会計より受入のうち、借入金金の支払利子に充てるための受入金百四億二千六百九十六万円並びに借入金金のうち退職手当等の財源に充てるための借入金九十二億円、借入金金の償還金の財源に充てるための借入金六百五十七億五千四百二十五万円及び国有林野事業勘定における経費の財源に充てるための借入金七百十五億円が計上されている。また、国債整理基金特別会計予算に、借入金利子支払に必要な経費の内数として約四百九十八億千四百万円が計上されている。

国有林野事業の改革のための特別措置法案
(第百四十二回国会内閣提出、本院継続審査)
右の内閣提出案は本院において修正議決した。よってこれを送付する。

平成十年十月六日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

目次

- 第一章 総則(第一条 第四条)
- 第二章 業務運営の方針(第五条 第九条)
- 第三章 実施体制の効率化
- 第一節 基本的な方針(第十条 第十一条)
- 第二節 特別給付金(第十二条 第十四条)
- 第四章 財務の健全化
- 第一節 債務の処理(第十五条 第十七条)

平成十年十月十五日 参議院会議録第十八号

第二節 国有林野事業特別会計法の特例(第十八条 第二十二条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国有林野事業(国有林野事業特別会計法(昭和二十一年法律第三十八号)第一条第二項に規定する国有林野事業をいう。以下同じ。)の危機的な財務状況に対処するため、その抜本的な改革の趣旨及び全体像を明らかにすることにより、国有林野事業の改革についての国民の理解を深めるとともに、あわせて、特定の債務の一般会計への帰属その他国有林野事業の改革のために必要な特別措置について定めることを目的とする。

(国有林野事業の改革の趣旨)

第二条 国有林野事業の改革は、林業をめぐる諸情勢の著しい変化による収入の減少、債務の累増等による国有林野事業の危機的な財務状況に対処して、その財政の健全性を回復し、及び国民共通の財産である国有林野(国有林野事業の対象とする国有林野をいう。以下同じ。)を将来にわたって適切かつ効率的に管理経営する体制を確立することにより、国土の保全その他公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給、地域における産業の振興その他の国有林野事業の使命を十全に果たし、もって国民経済の発展及び国民生活の安定に資するために行われるものとする。

(国の責務)

第三条 国は、この法律に定める方針に従い必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、国有林野事業の改革を確実かつ円滑に遂行しなければならない。

(集中改革期間)

第四条 国有林野事業の改革は、平成十五年度までの期間を集中改革期間として実施するものと

する。

第二章 業務運営の方針

(公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換)

第五条 政府は、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の重要性にかんがみ、国有林野の管理経営の方針について、林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものへと転換することとする。

2 政府は、前項の方針に従い、複層林施業、長伐期施業その他の森林の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的に推進するものとする。

(国民の意見を反映した管理経営の実施)

第六条 政府は、国有林野事業を適切に実施するため、あらかじめ広く国民の意見を聴いて、国及び地域の段階で、それぞれ国有林野の管理経営に関する計画を策定し、これらを公表するものとする。

2 政府は、前項の計画において、前条第一項の方針に従った管理経営の内容を明らかにするものとする。

(民間事業者への業務委託の推進)

第七条 政府は、民間事業者の能力を活用しつつ国有林野事業を効率的に実施するものとし、このため、集中改革期間において、伐採、造林並びに林道の開設及び改良の実施行為を民間事業者に委託して行うことを緊急に推進し、集中改革期間終了後できるだけ早い時期に、当該実施行為のすべてを民間事業者に委託して行うものとする。

(国民による国有林野の利用の推進)

第八条 政府は、国民共通の財産である国有林野について、その有する公益的機能の維持増進との調和を図りつつ、公衆の保健のための利用、自主的な森林整備のための利用その他の国民による利用に積極的に供するものとする。

(国有林野事業の実施状況の公表)

第九条 政府は、国有林野の管理経営が適切に実施されていることを国民に対し明らかにするため、毎年度、国有林野事業の実施状況を公表するものとする。

第三章 実施体制の効率化

第一節 基本的な方針

(職員数の適正化)

第十条 政府は、国有林野事業(国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定(以下「事業勘定」という。)においてその事務を取り扱う治山事業を含む。以下この節において同じ。)の効率的な実施体制を整備するため、集中改革期間において、国有林野事業に係る職員数の適正化を緊急に推進し、集中改革期間終了後できるだけ早い時期に、その職員数を業務に応じた必要かつ最小限のものとする。

2 農林水産大臣は、集中改革期間の開始前、以後、

国有林野事業に係る職員数の適正化の目標、その達成のために講じようとする施策その他国有林野事業に係る職員数の適正化に関する基本的な事項につき、閣議の決定を求めなければならない。

(組織の再編)

第十一条 政府は、国有林野事業に係る組織を簡素かつ効率的なものに再編するものとする。

第二節 特別給付金

(特別給付金の支給)

第十二条 農林水産大臣は、集中改革期間において国有林野事業に係る職員数の適正化を緊急に推進するため、集中改革期間中の毎年度、退職を希望する国有林野事業職員(国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する一般職の国家公務員をいう。以下同じ。)の募集を行う場合において、国有林野事業職員がこれに応じて退職を申し出たときは、その者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者について退職

平成十年十月十五日 参議院會議録第十八号 国有林野事業の改革のための特別措置法案

を希望する国有林野事業職員である旨の認定を行うことができる。

一 当該退職を申し出た年度の末日までに六十歳農林水産省令で定める要件に該当する者にあつては、六十三歳。次条第一項において同じ。となる者

二 一の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百四十一号)第二条第二項の政令で定める官職にある者又は同法第五条に規定する常勤の職員

三 前二号に掲げるもののほか、常時勤務に服することを要しない者で農林水産省令で定める要件に該当するもの

2 政府は、前項の認定を受けた国有林野事業職員が退職したときは、その者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に対し、特別の給付金(以下「特別給付金」という。)を支給するものとする。

一 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第三条、第四条第一項及び第五条第一項の規定の適用を受けずに退職した者

二 傷病又は死亡により退職した者

3 特別給付金は、第一項の認定を受けた年度の末日までに退職した者に対し支給するものとする。

(特別給付金の額)

第十三条 特別給付金の額は、退職の日におけるその者の給与のうち一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に規定する俸給、扶養手当及び調整手当に相当するものの額の合計額(その者の勤続期間が五年以上の場合にあつては、その額に一・四を乗じて得た額)に、その者が六十歳に達する日の属する年度と、その者が前条第一項の認定を受けた日の属する年度との差に相当する年数(十五年を超えたる場合にあつては、十五年)を乗じて得た金額とする。

2 前項の特別給付金の額の算定の基礎となる勤続期間の計算については、国家公務員退職手当法第七条第一項から第五項までの規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替等は、政令で定める。

(特別給付金の返還等)

第十四条 特別給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、その者は、農林水産省令で定めるところにより、その支給を受けた特別給付金に相当する金額を政府に返還しなければならない。

一 その支給に係る退職をした日から起算して一年以内に農林水産省の職員(常時勤務に服することを要しない者で農林水産省令で定めるものを除く。)として採用されたとき

二 国家公務員退職手当法第十二条の三第一項の規定により支給を受けた一般の退職手当等の全部又は一部を返納せられることとなつたとき

2 政府は、特別給付金の支給を受けることができることとなつた者であつてその支給を受けていないものが前項各号のいずれかに該当することとなつた場合には、第十二条第二項の規定にかかわらず、その者に対し、特別給付金を支給しない。

3 政府は、特別給付金の支給を受けることができることとなつた者であつてその支給を受けていないものが国家公務員退職手当法第十二条の二第一項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分を受けた場合には、第十二条第二項の規定にかかわらず、その者に対し、特別給付金を支給しない。ただし、当該処分が取り消された場合は、この限りでない。

第四章 財務の健全化

第一節 債務の処理

(借入金)の一般会計への帰属等

第十五条 政府は、この法律の施行の時ににおいて、その時における事業勘定の負担に属する次に掲げる債務を、一般会計に帰属させる。

一 平成七年九月二十九日までに借り入れられた借入金に係る債務

二 前号に掲げる債務に係る利子であつて、この法律の施行の日以前に発生してあり、かつ、同日以降に支払われることとされているものに係る債務

2 前項の規定により一般会計に帰属する債務のうち政府が貸し付けた資金に係るものの償還期限は、平成十一年三月三十一日までの間において政令で定める日とする。

(事業勘定における債務の処理)

第十六条 政府は、この法律の施行の時ににおいて事業勘定の負担に属する借入金に係る債務(前条第一項の規定により一般会計に帰属したものを除く。)について、その償還及び当該債務に係る利子の支払の確実かつ円滑な実施により、この法律の施行の日から五十年を経過した日の属する年度の末日までに着実に処理するものとする。

2 政府は、前項の債務の処理を推進するため、第十九条及び第二十一条に規定する措置を講ずるものとする。

(国会への報告)

第十七条 政府は、国会に対し、毎年度、前二条の規定による国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況を報告しなければならない。

第二節 国有林野事業特別会計法の特例

(退職手当等に係る借入金)

第十八条 事業勘定においては、集中改革期間において、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、政令で定めるところにより、国有林野事業職員が退職した場合に国家公務員退職手当法の規定に基づき支給する退職手当及び第十二条第二項の規定により支給する特別給付金の財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金をすることができ。

2 前項の規定による借入金については、国有林野事業特別会計法第五条第一項の規定による借入金とみなして、同条第二項並びに同法第七条及び第八条の規定を適用する。

(借入金の償還金に係る借入金)

第十九条 事業勘定においては、第十六条第一項に規定する年度までの間に、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、この勘定の負担に属する借入金の償還金の財源に不足を生ずると認められるときは、その財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金をすることができ。

2 前項の規定による借入金については、前条第二項の規定を準用する。

(平成十年度における借入金の特例)

第二十条 事業勘定においては、平成十年度において、国有林野事業特別会計法の規定による借入金、附則第二条の規定による廃止前の国有林野事業改善特別措置法(昭和五十三年法律第八十八号)第四条第一項及び第二項の規定による借入金並びに第十八条第一項及び前条第一項の規定による借入金のほか、この勘定における経費の財源に充てるため必要があるときは、この勘定の負担において、借入金をすることができ。

2 前項の規定による借入金については、第十八条第二項の規定を準用する。

(借入金の利子に係る一般会計からの繰入れ)

第二十一条 政府は、事業勘定の負担に属する借入金(政令で定めるものを除く。)について、第十六条第一項に規定する年度までの期間中の毎年度、予算の範囲内において、当該年度において支払うべき利子に充てるべき金額(平成十一年三月三十一日までの間に支払うべき利子に充てるべき金額)を、一般会計から事業勘定に繰り入れるものとする。

国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案

片林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案

公事案

基本計画に照して 森林法第七条の二第二項

の森林計画図区別に、その管理経営する国有林野で当該森林計画図区に係るものにつき、五年ごとに、当該森林計画図区に係る森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、五年を一期とする国有林野の管理経営に関する計画(以下「地域管理経営計画」という。)を定めなければならない。

2 地域管理経営計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 その対象とする国有林野の管理経営に関する基本的な事項
- 二 巡視、森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止その他国有林野の維持及び保存に関する事項
- 三 木材の安定的な取引関係の確立その他林産物の供給に関する事項
- 四 地域における産業の振興又は住民の福祉の向上その他国有林野の活用に関する事項
- 五 公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における森林及び公衆の保健の用に供する施設の整備に関する基本的な方針
- 六 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

3 地域管理経営計画は、森林法第七條の二第一項の規定によりたてられた森林計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 前条の規定は、地域管理経営計画の策定及び変更について準用する。この場合において、同条中「農林水産大臣」とあるのは「官林局長又は官林支局長」と、同条第三項中「林政審議会」とあるのは「関係都道府県知事、関係市町村長及び次条第二項各号に掲げる事項に関し学識経験を有する者」と読み替へるものとする。

第四条の前に次の章名を付する。

第一章の二 管理経営に関する計画

第六条の次に次の三條及び一章を加える。

(公衆の保健の用に供するための計画)

第六條の二 官林局長又は官林支局長は、前条第二項第五号に掲げる基本的な方針に即して森林及び公衆の保健の用に供する施設を整備しようとするときは、政令で定めるところにより、その整備しようとする区域に係る国有林野につき、公衆の保健の用に供するための計画を定めなければならない。

2 前項の計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 その対象とする国有林野の地区
- 二 前号の地区内において整備しようとする公衆の保健の用に供する施設の位置、種類その他当該施設の設置に関する事項
- 三 第一号の地区内における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 四 国有林野の有する公衆の保健以外の公益的機能との調和その他第二号の施設の整備に際し配慮すべき事項

3 官林局長又は官林支局長は、第一項の計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

(管理経営基本計画の実施状況の公表)

第六條の三 農林水産大臣は、毎年九月三十日まで、前年度における管理経営基本計画の実施状況を公表しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の公表をしようとするときは、林政審議会の意見を聴き、その意見の概要を同項の実施状況とともに公表しなければならない。

(林政審議会の権限)

第六條の四 林政審議会は、林業基本法昭和三十一年法律第六十一号(第二十三條第一項に規定するもののほか、第五條第三項及び前条第二項の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議する。

2 林政審議会は、林業基本法第二十三條第二項に規定するもののほか、前項に規定する事項に關し農林水産大臣に意見を述べることが出来る。

第一章の三 調査業務の委託

(指定調査機関の指定)

第六條の五 農林水産大臣は、その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に、国有林野の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務(以下「調査業務」という。)を行わせることができる。

- 一 樹種、材積、材質その他の樹木の伐採又は売却に必要な事項を調査すること。
- 二 前号の調査により農林水産大臣が定める伐採又は売却の基準に適合すると認められる樹木に、省令で定める記号を表示すること。

2 前項の規定による指定は、調査業務を行おうとする者の申請により行う。

(指定の基準)

第六條の六 農林水産大臣は、前条第二項の申請が次に掲げる要件に適合していると認めるときでなければ、指定調査機関の指定をしてはならない。

- 一 調査業務を適正かつ確実に実施するに足る技術的能力及び経理的基礎を有するものであること。
- 二 調査業務以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによつて調査業務が不公正になるおそれがないこと。
- 三 その指定をすることによつて調査業務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

2 農林水産大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定調査機関の指定をしてはならない。

- 一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人以外の者であること。
- 二 第六條の十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。
- 三 その役員のうち、この法律に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わら、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者があること。

(調査業務の実施義務)

第六條の七 指定調査機関は、農林水産大臣から調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならない。

(役員及び職員の公務員たる地位)

第六條の八 調査業務に従事する指定調査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務規程)

第六條の九 指定調査機関は、調査業務の実施に関する事項について業務規程を定め、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、省令で定める。

3 農林水産大臣は、第一項の認可をした業務規程が調査業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定調査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第六條の十 指定調査機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第六條の五第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定調査機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、農林水産大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第六條の十一 指定調査機関は、帳簿を備え、調査業務に關し省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、帳簿の備付け及び保存に關し必要な事項は、省令で定める。

(監督命令)

第六條の十二 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び立入検査)

第六條の十三 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査業務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、指定調査機関の事務所に立ち入り、調査業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(業務の休廃止)

第六條の十四 指定調査機関は、農林水産大臣の許可を受けなければ、調査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第六條の十五 農林水産大臣は、指定調査機関が第六條の六第二項第一号又は第三号に該當

するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 農林水産大臣は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該當するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第六條の六第一項第一号又は第二号に適合しなくなつたと認められるとき。

三 第六條の九第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで調査業務を行つたとき。

四 第六條の九第三項又は第六條の十二の規定による命令に違反したとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

(省令への委任)

第六條の十六 この章に規定するもののほか、指定調査機関及び調査業務に關し必要な事項は、省令で定める。

第七條第一項各号列記以外の部分中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に改め、「において」の下に、「契約により」を加え、同項第四号中「こゝを」を「超えない」に改め、同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第六條の二第二項の計画に従つて整備される公衆の保健の用に供する施設の用に供するとき。

第十一條第四項中「(明治二十九年法律第八十九号)及び(共有物の分割請求)」を削る。

第十七條第五項中「(契約解除の場合の損失補償)」を削り、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章 罰則

第二十五條 第六條の十五第二項の規定による調査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六條 次の各号の一に該當するときは、その行為をした指定調査機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六條の十一第一項の規定に違反し、又は同項の帳簿に虚偽の記載をしたとき。

二 第六條の十三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 第六條の十四の許可を受けないで調査業務の全部を廃止したとき。

(国有林野の管理經營に關する法律の一部改正)

第二條 国有林野の管理經營に關する法律の一部を次のように改正する。

第六條第一項及び第四項並びに第六條の二第二項及び第三項中「営林局長又は営林支局長」を「森林管理局長」に改める。

第十一條第三項及び第十四條第三号中「営林署長」を「森林管理局長」に改める。

第十五條ただし書中「但し」を「ただし」に、「営林局長」を「森林管理局長」に改める。

第十八條ただし書中「営林局長」を「森林管理局長」に改める。

第二十二條第二項中「且つ」を「かつ」に、「営林署長」を「森林管理局長」に改める。

(国有林野の活用に關する法律の一部改正)

第三條 国有林野の活用に關する法律(昭和四十六年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「国有林野法」を「国有林野の管理經營に關する法律」に改める。

第三條第一項各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号及び第五号中「行なう」を「行う」に改め、同項第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 国有林野の所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上のために必要な事業で国有林野の管理經營に關する法律第六條の二第二項の計画に基づく公衆の保健の用に供する施設に關するものの用に供することを目的とする国有林野の活用

当該事業を行う者

第八條を削る。

(国有林野事業特別會計法の一部改正)

第四條 国有林野事業特別會計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「国有林野事業」の下に「国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつ」を加え、同條第二項中「国有林野法」を「国有林野の管理經營に關する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)」に改め、同條第三項第一号中「国有林野事業に該當するものを除く」以下次号において「治山事業」というのを削り、同項第二号中「治山事業」を「法第二條の治山事業」に改める。

第八條の二を第八條の四とし、第八條の二を第八條の三とし、第八條の次に次の一條を加える。

第八條の二 一次に掲げる経費の額に相當する金額は、予算の範圍内において、一般會計から国有林野事業勘定に繰り入れるものとする。

一 国有林野(国有林野の管理經營に關する法律第二條に規定する国有林野をいう。以下この条において同じ。)のうち森林法昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五條第一項又は第二項の規定により保安林として指定された森林その他の公益的機能が低い森林(次号において「公益林」という。)における松くい虫の駆除又はそのまん延の防止、標識の設置その他の森林保全に要する経費で政令で定めるもの

二 前号に掲げるもののほか、国有林野における森林法第二十五条第一項又は第二項の規定による保安林の指定のための調査に要する経費その他の公益林の管理に関する事務に要する経費で政令で定めるもの

三 森林法第七條の二第二項の規定に基づき森林計画の作成に要する経費

四 国有林野を利用して行う森林及び林業に関する知識の普及並びに林業技術の指導に要する経費で政令で定めるもの

五 国有林野の管理経営上重要な林道の開設に要する経費その他の国有林野事業に係る事業施設費で政令で定めるもの

附則第十三条第一項中「昭和二十六年法律第二百四十九号」を削る。

(農林水産省設置法の一部改正)

第五条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「左の」を「次に」に、「営林局を」を「営林支局を」に改める。

「森林管理局」に改める。

第三十二条の見出しを「(森林管理局)」に改め、同条第一項中「営林局を」を「森林管理局に」に、「左に掲げるもの」を「次に掲げる事務」に改め、同項第一号中「国有林野を」を「管理経営計画の樹立その他の国有林野に」改め、同項第七号を削り、同項第八号中「営林署を」を「森林管理局」に改め、同号を同項第七号とし、同条第二項及び第三項中「営林局を」を「森林管理局」に改める。

第三十三条を削る。

第三十四条の見出しを「(森林管理局)」に改め、同条第一項中「営林署を」を「森林管理局」に、「営林局又は営林支局を」を「森林管理局」に、「次の各号」を「次に」に改め、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、同項第二号中「営林を指導する」を「営林の指導並びに森林治水事業

を行う」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 林野の保全に係る地すべり防止事業を実施すること。

五 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事を受託し、及び受託に係る当該工事を実施すること。

第三十四条第一項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 国有林野及び公有林野等官行造林地の管理を行うこと。

第三十四条第二項中「営林署を」を「森林管理局」に改め、同条を第三十三号とし、同条の次に次の一条を加える。

(支署)

第三十四条 農林水産大臣は、森林管理局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に森林管理局の支署を設けることができる。その名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林水産省令で定める。

第三十五条の見出し中「営林局、営林支局及び営林署」を「森林管理局及び森林管理局」に改め、同条第一項中「営林支局若しくは営林署を」を「森林管理局」に、「営林局を」を「森林管理局」に改め、同条第二項を削る。

第三十六条の見出し中「営林局及び営林署」を「森林管理局及び森林管理局」に改め、同条中「営林局を」を「森林管理局」に、「営林署を」を「森林管理局」に、「第三十四条第一項の規定の適用については、同項第二号を」を「第三十三号第一項の規定の適用については、同項第三号に」に、「営林を指導すること」を「営林の指導に」に、「技術相談に関すること」を「技術相談」に改める。

附則

第一条 この法律は、

(施行期日)

公布の日
平成十年十月一日から施行

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該規定を定める日から施行する。

一 次条第一項の規定 公布の日

二 第二条及び第五条並びに附則第四条から第六条まで、第九号、第十四号及び第十八条の規定 平成十一年一月一日

規定 平成十一年一月一日

(第一条の規定による国有林野法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 農林水産大臣は、この法律の施行前に、第一条の規定による改正後の国有林野の管理経営に関する法律(以下「管理経営法」という。)第四号及び第五条の規定の例により、平成十年十月一日をその計画期間の始期とする管理経営基本計画を定めなければならない。ただし、当該管理経営基本計画の計画期間の終期は、平成二十一年三月三十一日とする。

前項の規定により定められた管理経営基本計画については、管理経営法第四号第一項の規定により定められた管理経営基本計画とみなす。

前項の〇管理経営基本計画に引き続き次の管理経営基本計画は、管理経営法第四号第一項の規定にかかわらず、平成十六年四月一日をその計画期間の始期として定めなければならない。

第三条 この法律の施行後管理経営法第六号第一項の規定により最初に定める地域管理経営計画は、同項の規定にかかわらず、平成十一年四月一日をその計画期間の始期とし、同日以降一年から五年までの間において農林水産大臣の定める期間をその計画期間としなければならない。

前項の規定により定められる地域管理経営計画に引き続き次の地域管理経営計画は、管理経営法第六号第一項の規定にかかわらず、前項の

営法第六号第一項の規定にかかわらず、前項の農林水産大臣の定める期間が満了する日の翌日をその計画期間の始期として定めなければならない。

(農林水産省設置法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第五条の規定の施行前に営林局長、営林支局長又は営林署長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした許可その他の処分又は契約その他の行為(以下この条において「処分等」という。)は、政令(営林署長がした処分等)については、農林水産省令で定めるところにより、相当の森林管理局長又は森林管理署長がした処分等とみなす。

第五条 第五条の規定の施行前に営林局長、営林支局長又は営林署長に対してした申請、届出その他の行為(以下この条において「申請等」という。)は、政令(営林署長に対してした申請等)については、農林水産省令で定めるところにより、相当の森林管理局長又は森林管理署長に対してした申請等とみなす。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第百五十六條第七項中「営林署」を「森林管理局」に改める。

(物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部改正)

第七条 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「国有林野法を」を「国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)」に改める。

(森林法の一部改正)

第八条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項及び第二十一条第三項中「国有林野法を」を「国有林野の管理経営に関する法律」

に改める。

第二号を次のように改正する。

「国有林野の管理経営に関する法律」

に改める。

第九条 森林法の一部を次のように改正する。

第五項 第五項中「関係官林局長又は官林支局長」を「関係官林支局長」に改める。

第七項 第七項及び第四項から第六項までの規定並びに第八項第二項中「官林局長又は官林支局長」を「官林支局長」に改める。

第十條 第十條第二項中「関係官林局長又は官林支局長」を「関係官林支局長」に改める。

第二十一條 第二十一條第三項中「官林支局長」を「官林支局長」に改める。

(農地法の一部改正)
第十條 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六條 第二十六條第五項中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改める。

(保安林整備臨時措置法の一部改正)
第十一條 保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第五條 第五條中「買入れ」を「買入れ」に、「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に、「第二十七條第一項但書」を「第二十七條第一項ただし書」に、「こえない」を「超えない」に改める。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正)
第十二條 国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二條 第二條第一項第三号中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改め、同条第二項第五号中「国有林野法第十條第一号」を「国有林野の管理経営に関する法律第十條第一号」に、「国有林野法第十七條第二号」を「国有林野の管理経営に関する法律第十七條第二号」に改める。

(分収林特別措置法の一部改正)
第十三條 分収林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二條 第二條第一項から第三項までの規定中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改める。

(地方行政連絡協議法の一部改正)
第十四條 地方行政連絡協議法(昭和四十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四條 第四條第一項第五号を次のように改める。

五 森林管理局
(小笠原諸島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の一部改正)
第十五條 小笠原諸島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三條 第三十三條第一項中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に、「行なう」を「行う」に改める。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正)
第十六條 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條 第十三條中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改める。

第六條 第六條第二項中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改める。

(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正)
第十八條 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一條 第二十一條第二項中「関係官林局長又は官林支局長」を「関係官林支局長」に改める。

審査報告書

森林法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年十月十四日

日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員長 中曾根弘文

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化に対応して、公益的機能を重視したきめ細かな森林の整備を促進するため、森林所有者が共同して作成する特定森林施設計画の導入及び保安林における間伐手続の簡素化を図るとともに、市町村森林整備計画を拡充し、森林施設計画の認定、伐採の届出の受理等の権限を都道府県知事から市町村の長に委譲する等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

森林法等の一部を改正する法律案(第四百四十二回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において可決した。よってこれを送付する。

平成十年十月六日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

森林法等の一部を改正する法律案

森林法等の一部を改正する法律案

(森林法の一部改正)

第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一節 施業の勧告等(第十条の五、第二節の二、森林整備協定の締結の促進(第十条の七、第十条の十一、第十二条の十四)を「第一節 推進(第十条の七、第十条の十一、第十二条の十四)」を「第二節 推進(第十条の十三、第十四条の十四)」に改める。

第五條 第五條第二項第三号中、「立木の標準伐期、立木の伐採の標準的な方法を削り、同項第四号中、「造林樹種、造林の標準的な方法を削り、同項第四号の二中、「間伐及び保育の標準的な方法を削り、同項第四号の三中」及び当該区域内における施業の方法を」の基準に改め、同条第三項中「前条第三項を」第四條第三項に改め、同条第五項及び第六項を削る。

第七條を削る。

目次中

第二節 施業の勧告等(第十条の五、第二節の二、森林整備協定の締結の促進(第十条の七、第十条の十一、第十二条の十四)を「第一節 推進(第十条の七、第十条の十一、第十二条の十四)」を「第二節 推進(第十条の十三、第十四条の十四)」に改める。

第五條 第五條第二項第三号中、「立木の標準伐期、立木の伐採の標準的な方法を削り、同項第四号中、「造林樹種、造林の標準的な方法を削り、同項第四号の二中、「間伐及び保育の標準的な方法を削り、同項第四号の三中」及び当該区域内における施業の方法を」の基準に改め、同条第三項中「前条第三項を」第四條第三項に改め、同条第五項及び第六項を削る。

第七條を削る。

第六條 第六條第一項中「前条第一項を」第五條第一項に、「聞き」を「聴き」に改め、同条を第七條とし、第五條の次に次の一条を加える。

(地域森林計画の案の縦覧等)

第六條 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域森林計画の案を当該公告の日から三十日間公衆の縦覧に供しななければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該地域森林計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該都道府県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

3 都道府県知事は、第一項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。この場合において、当該地域森林計画の案に係る森林計画の区域内に第七條の二第一項の森林計画の対象となる

平成十年十月十五日 参議院會議第十八号

国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案

森林法等の一部を改正する法律案

森林法等の一部を改正する法律案

森林法等の一部を改正する法律案

森林法等の一部を改正する法律案

森林法等の一部を改正する法律案

森林法等の一部を改正する法律案

森林法等の一部を改正する法律案

森林法等の一部を改正する法律案

森林法等の一部を改正する法律案

森林法等の一部を改正する法律案

森林法等の一部を改正する法律案

森林法等の一部を改正する法律案

国有林があるときは、都道府県知事は、併せて関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により地域森林計画の案について都道府県森林審議会の意見を聴く場合には、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨を都道府県森林審議会に提出しなければならない。

5 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、農林水産大臣に報告しなければならない。この場合においては、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

第七條の二第二項を次のように改める。

2 前項の森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第五條第二項第一号から第四号の二まで、第五号及び第六号から第八号までに掲げる事項

二 特定施業森林区域及び当該特定施業森林区域内における施業の方法その他特定施業森林の整備に関する事項

三 森林施業の合理化に関する事項

第七條の二第六項を削り、同条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四項において準用する第六條第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

第七條の二第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項の森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは」を「前項において準用

する第六條第一項の縦覧期間満了後、当該森林計画の案について」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第六條第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により森林管理局長が森林計画をたてる場合に準用する。

第九條及び第十條を次のように改める。

第九條及び第十條 削除

第二章の二第一節を削る。

第十條の七を削る。

第十條の八第一項を次のように改める。

市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となつてゐる民有林につき、五年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、十年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域内にある民有林が当該地域森林計画の対象となつた市町村にあつては、その最初にたてる市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の終期をその計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続き次の地域森林計画に引き継がれたる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならない。

第十條の八第二項第一号中「間伐」を「伐採、造林」に改め、同項中第九号を第十二号とし、第七号及び第八号を削り、第六号を第十一号とし、第二号から第五号までを五号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の五号を加える。

二 立木の標準伐期、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

三 造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項

四 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

五 間伐又は保育が適正に実施されていない森林であつてこれらを早急に実施する必要があるもの(以下「要間伐森林」という。)(の所在並びに要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に関する事項

六 特定施業森林区域及び当該特定施業森林区域内における施業の方法その他特定施業森林の整備に関する事項

第十條の八第三項を削り、第四項を第三項とし、第七項を削り、同条第六項中「森林整備市町村」を「市町村」に改め、「都道府県知事」の下に(当該市町村の区域内に第十九條第四項の規定による通知に係る農林水産大臣の認定を受けた森林施業計画の対象とする森林が存在するときは、都道府県知事及び農林水産大臣)及び関係森林管理局長を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第五項の規定により読み替へて準用する第六條第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

第十條の八第六項を同条第八項とし、同条第五項中「森林整備市町村」を「市町村」に、「都道府県知事の承認を受けなければならない」を第五項の規定により読み替へて準用する第六條第一項の縦覧期間満了後、都道府県知事に協議しなければならないに改め、同項を同条第七項とし、同項の前

に次の三項を加える。

4 第四條第三項の規定は、市町村森林整備計画

画について準用する。

5 第六條第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により市町村が市町村森林整備計画をたてる場合に準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村の長」と読み替へるものとする。

6 市町村の長は、当該市町村の区域内に第七條の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、前項の規定により読み替へて準用する第六條第一項の縦覧期間満了後、当該市町村森林整備計画の案について、関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。第二章の二第二節中第十條の八を第十條の五とする。

第十條の九第一項から第三項までの規定中「森林整備市町村」を「市町村」に改め、同条第四項中「第七條並びに前条第五項及び第六項」を「前条第五項から第八項まで」に改め、後段を削り、同条を第十條の六とし、同条の次に次の三條を加える。

(市町村森林整備計画の遵守)

第十條の七 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者(以下「森林所有者等」という。)は、市町村森林整備計画に従つて施業することを旨としなければならない。

(伐採の届出)

第十條の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林(第二十五條の規定により指定された保安林及び第四十一條の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、省令で定める手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐

採録その他省令で定める事項を記載した伐採の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

二 第十条の二第二項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合

三 第十一条第五項(第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。)又は第十八条の二第三項の規定に係る森林施業計画(その変更につき第十二条第三項において準用する第十一条第五項の規定その他政令で定める規定による認定があつたときは、その変更後のもの)において定められている伐採をする場合

四 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合

五 第八十八条第二項の規定に基づいて伐採する場合

六 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で省令で定めるもの以外の森林(次号において「普通林」という。)であつて、立木の果実の採取その他省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものに付き伐採する場合

七 普通林であつて、自家の生活の用に充てするため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき省令で定める基準に従い指定したものに付き伐採する場合

八 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

九 除伐する場合

十 その他省令で定める場合

2 前項第八号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、省令で定める手続に従い、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

(伐採の計画の変更命令等)

第十条の九 市町村の長は、前条第一項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法又は伐採計画に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採の計画を変更すべき旨を命ずることができ

る。

2 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。

3 市町村の長は、前条第一項の規定により届出書を提出した者の行つてゐる伐採が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法又は伐採計画に関する計画に従つていないと認めるときは、その者に対し、その伐採の計画に従つて伐採すべき旨を命ずることができる。

第十条の十の見出しを「施業の勧告等」に改め、同条第一項を次のように改める。

市町村の長は、森林所有者等がその森林の施業につき市町村森林整備計画を遵守していないと認める場合において、市町村森林整備計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができ

る。

第十条の十第二項中「森林整備市町村の長は、前項の規定により、要間伐森林について市町村森林整備計画において定められている当該要間伐森林に係る間伐又は保育の方法及び時期に関する事項に従つて間伐又は保育を実施すべき旨を期限を定めて勧告した」に、「森林整備市町村の長の指定」を、当該市町村の長の指定に改める。

第十条の十一第一項及び第三項、第十条の十一の八第一項、第十条の十一の十、第十条の十一の十一、第十条の十一の十二第一項、第十条の十一の十四並びに第十条の十一の十五中「森林整備市町村」を「市町村」に改める。

第十条の十二の見出しを「協力の要請」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「森林整備市町村」を「市町村」に改め、同項を同条とする。

第二章の二第二節を同章第一節とする。

第十条の十三第二項中「設立」の下に「森林の整備を促進する事業に係る基金に対して拠出し」を加える。

第二章の二第二節の二を同章第二節とする。

第十一条第一項中「を管轄する都道府県知事」を「の属する市町村の長」に改め、同条第三項中「左」を「次に」に改め、同項第二号中「伐採方法」の下に「(間伐に関する事項を除く。)」を加え、同項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 間伐を実施する森林についての所在場所別の間伐時期、間伐面積、間伐立木材積及び間伐方法

第十一条第五項中「都道府県知事」を「市町村の長」に改め、同項第一号中「植栽」の下に「間伐を加え、同項第二号中「地域森林計画」を「市町村森林整備計画」に改め、同項第三号を削

る。

第十二条第一項中「左の各号」を「次に」に、「都道府県知事」を「市町村の長」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「市町村の長」に改める。

第十三条及び第十五条中「都道府県知事」を「市町村の長」に改める。

第十六条中「都道府県知事」を「市町村の長」に、「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」改める。

第十七条第二項中「都道府県知事」を「市町村の長」に改める。

第十八条第一項中「都道府県知事」を「市町村の長」に改め、同条第二項中「前七条」を「第十一条から前条まで」に、「左の各号」を「次に」に改める。

第十八条の二第一項中「人工植栽に係るものに限る。」を削り、「を管轄する都道府県知事」を「の属する市町村の長」に改め、同条第二項第二号中「面積の下に」、人工植栽に係る森林とその他の森林との区別を加え、同項第三号中「伐採方法」の下に「(間伐に関する事項を除く。)」を加え、同項第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 間伐を実施する森林についての所在場所別及び施業の方法別の間伐時期、間伐面積、間伐立木材積及び間伐方法

第十八条の二第三項中「都道府県知事」を「市町村の長」に改め、同項第三号中「第五号まで」を「第六号まで」に改め、同項第四号中「地域森林計画」を「市町村森林整備計画」に改め、同項第五号を削り、同条第四項中「場合には、」の下に「当該認定に係る特定森林施業計画の対象とする森林の全部又は一部を対象とする森林施業計画に係る」を加える。

三三

第十八条の三を次のように改める。

第十八条の三 前条第三項の認定を受けた森林所有者は、当該森林所有者が森林所有者である森林(特定森林施業計画の対象とする森林を除く。次項並びに次条第三項及び第四項において同じ。)につき、省令で定めるところにより、五年を一期とする森林施業計画(以下「一般森林施業計画」という。)を作成し、これを当該一般森林施業計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該一般森林施業計画が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。

2 一般森林施業計画は、当該森林所有者が森林所有者である森林の全部につき、当該森林所有者が定める森林施業に関する長期の方針に基づいて、作成しなければならない。

3 第一項の森林所有者については、第十一条第三項から第五項まで及び第十二条から第十七条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に必要技術的読替えは、政令で定める。

4 市町村の長は、第一項の森林所有者が一般森林施業計画について省令で定める期間内に前項の規定により適用される第十一条第五項の認定を受けられなかった場合には、前条第三項の認定を取り消すものとする。

第十八条の三の次に次の一条を加える。

(数人共同の特定森林施業計画)

第十八条の四 特定森林施業計画区域内に存する森林の森林所有者は、数人共同して、当該森林のうち次に掲げるものにつき、一の特定森林施業計画を作成し、これを第十八条の二第一項の市町村の長に提出して、当該特定森林施業計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

一 当該森林所有者が森林所有者である森林の全部又は一部

二 当該森林所有者が森林所有者である森林で、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るためには森林所有者が共同して施業することを相当とするものとして政令で定める基準に適合するもの

2 前項の特定森林施業計画に関しては、第十八条の二の規定の適用があるものとする。

3 第一項第一号の森林につき第十八条の二第三項の認定を受けた森林所有者は、当該森林所有者が森林所有者である森林につき、省令で定めるところにより、一の一般森林施業計画を作成し、これを当該一般森林施業計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該一般森林施業計画が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。

4 前項の一般森林施業計画は、当該森林所有者が森林所有者である森林の全部につき、当該森林所有者が共同して定める森林施業に関する長期の方針に基づいて、作成しなければならない。

5 第三項の森林所有者については、第十一条第三項から第五項まで、第十二条から第十七条まで及び前条第四項の規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に必要技術的読替えは、政令で定める。

6 第一項第二号の森林につき第十八条の二第三項の認定を受けた森林所有者については、第十二条から第十七条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に必要技術的読替えは、政令で定める。

第十九条の見出し中「数都道府県を」を「数市町村」に改め、同条第一項を次のように改める。

森林施業計画(一般森林施業計画及び特定森林施業計画を含む。以下この条、第三十四条第十項、第三十四条の二第四項及び第九十一条において同じ。)の対象とする森林の所在地が二以上の市町村にわたる場合には、第十一条第十八条の三第三項及び前条第五項の規定により適用される場合を含む。第三項及び第四項において同じ。第十二条及び第十三条第十八条の三第三項並びに前条第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。第三項において同じ。第十五条から第十七条まで(第十八条の三第三項並びに前条第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。第四項において同じ。第十八条の二、第十八条の三(前条第五項の規定により適用される場合を含む。第四項において同じ。並びに前条において市町村の長の権限に属させた事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が処理する。

一 当該森林施業計画の対象とする森林の全部が一都道府県の区域内にある場合 当該都道府県知事

二 前号に掲げる場合以外の場合 農林水産大臣

第十九条第二項中「場合において、同項に規定する森林の全部又は一部が森林整備市町村の区域内にあるときは、当該区域を」場合には、当該森林施業計画の対象とする森林の所在地に、「当該森林整備市町村」を「当該森林の所在地の属する市町村」に改め、同条第三項中「農林水産大臣」の下に「及び都道府県知事」を加え、「(第十二条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。若しくは第十八条の二第三項第十八条の三第一項の規定により読み替えられた第十二条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。の認定を」若しくは第十八条の二第三項の規定による認定(第十二条第三項の規定による認定)の認定を定める規定による変更の認定を含む。次項において同じ。に、「関係都道府県知事」を「省令で定めるところにより、関係市町村の長に改め、同条第四項中「農林水産大臣」の下に「及び都道府県知事」を加え、「第十八条の二第三項の認定を」第十八条の二第三項の規定による認定」に改め、「第十八条」の下に若しくは第十八条の三第四項を加え、「関係都道府県知事」を「省令で定めるところにより、関係市町村の長に改める。

第三十四条第一項ただし書中「但し、左の各号の一」を「ただし、次の各号のいずれかに改め、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 次条第一項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合

第三十四条に次の一項を加える。

10 都道府県知事は、第八項又は前項の規定により立木を伐採した旨の届出があつた場合(同項の規定による届出があつては、第一項第四号に係るものに限る。)には、省令で定めるところにより、当該立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該伐採が、第十一条第五項(第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。又は第十八条の二第三項の認定に係る森林施業計画(その変更につき第十二条第三項において準用する第十一条第五項の規定その他政令で定める規定による認定があつたときは、その変更後のもの)の対象とする森林に係るものである場合は、この限りでない。

第三十四条の二ただし書中「但し」を「ただし」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第三十四条

条の三とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

(保安林における間伐の届出等)

第三十四条の二 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において間伐のため立木を伐採しようとする者は、前条第一項第一号、第二号から第四号まで及び第六号に掲げる場合を除き、省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、間伐立木材積、間伐方法その他省令で定める事項を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により提出された届出書に記載された間伐立木材積又は間伐方法に関する計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その間伐の計画を変更すべき旨を命じなければならない。

3 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる間伐のための立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。

4 都道府県知事は、第一項の規定により間伐の届出書が提出された場合(前項の規定により届出書の提出がなかつたものとみなされる場合を除く)には、省令で定めるところにより、当該間伐に係る立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該間伐が、第十一條第五項(第十八條の三第三項及び第十八條の四第五項の規定により適用される場合を含む)又は第十八條の二第三項の認定に係る森林施業計画(その変更につき第十二條第三項において準用する第十二條第五項の規定その他政令で

定める規定による認定があつたときは、その変更後のもの)の対象とする森林に係るものである場合は、この限りでない。

第三十八條第三項中「第三十四条の二」を、第三十四条の三に改める。

第四十四條中、「第三十四条の下に」及び第三十四条の二を加え、同条ただし書中「但し」を「ただし」、「及び第三十四条を」、「第三十四条及び第三十四条の二」に改める。

第四十八條中「第三十四条の下に」及び第三十四条の二を加える。

第八十八條第一項及び第二項中「又は都道府県知事を」、「都道府県知事又は市町村の長」に改め、同条第五項中「又は都道府県を」、「都道府県又は市町村」に改める。

第八十九條中「又は都道府県知事を」、「都道府県知事又は市町村の長」に、「基」を「基づく」に、「の公報」を「若しくは市町村の公報」に改める。

第九十條を削り、第九十一條を第九十條とする。

第九十一條の二の見出しを「(農林水産大臣等の援助)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 市町村は、市町村森林整備計画の達成並びに森林施業計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

第九十一條の二を第九十一條とする。

第九十二條中「左の各号」を「次に」に改め、同条第一号中「及び実施」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「行なう」を「行う」に改め、同条を同条第二号とする。

第二百七條第一号中「第十條第一項」を「第十條の八第一項」に改め、同条第二号中「第十條の六第三項」を「第十條の九第三項」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第三十四条の二第二項(第四十四條において準用する場合を含む)の規定に違反し、届出書の提出をしないで間伐のため立木を伐採した者

第二百九條第一号中「第十條第二項」を「第十條の八第二項」に改める。

第二百九條ただし書を削る。

(保安林整備臨時措置法の一部改正)
第二條 保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十條の見出しを「(施業等の勧告)」に改め、同条中「前条の規定により地域森林計画に定められている施業の方法に関する事項に従つて施業すべき旨の森林法第十條の五」を「前項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

都道府県知事は、森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者(以下この項において「森林所有者等」という)が整備森林について前条の規定により地域森林計画に定められている施業の方法に関する事項を遵守していないと認める場合において、地域森林計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができる。

第十一條の見出しを「(伐採の許可等の特例)」に改め、同条中「第三十四條第一項の下に」及び第三十四條の二第一項を加え、同条を第十三條とし、第十條の次に次の二條を加える。

(市町村の長による施業の勧告の特例)
第十一條 要整備森林については、森林法第十條の十第一項の規定は、適用しない。

(森林施業計画の特例)
第十二條 森林法第十條の五第一項の規定によ

り市町村森林整備計画をたてた市町村の長は、同法第十一條第五項(同法第十八條の三第三項及び第十八條の四第五項の規定により適用される場合を含む)又は第十八條の二第三項の規定による森林施業計画の認定(同法第十二條第三項において準用する同法第十一條第五項の規定その他政令で定める規定による変更の認定を含む)をしようとする場合において、当該森林施業計画の対象とする森林の全部又は一部が要整備森林であるときは、当該森林施業計画の内容が同法第十一條第五項各号に掲げる要件(当該森林施業計画が同法第十八條の二第一項に規定する特定森林施業計画である場合には、同条第三項各号に掲げる要件のすべてを満たすほか、第九條の規定により地域森林計画に定められている事項に照らし適当であると認められるときでなければ、当該認定をしてはならない。

2 前項の認定を受けた者についての森林法第十三條(同法第十八條の三第三項並びに第十八條の四第五項及び第八項の規定により適用される場合を含む)の規定の適用については、同法第十三條中「同項各号に掲げる要件」とあるのは、「同項各号に掲げる要件及び保安林整備臨時措置法第九條の規定により地域森林計画に定められている事項」とする。

(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部改正)
第三條 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「第十八條の二第一項」を「第十八條の二第三項」に改め、「特定森林施業計画」の下に「(政令で定めるものを除く)」を加える。

(森林の保健機能の増進に関する特別措置法の一部改正)

第四条 森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「次に掲げる事項を」を「保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項」に改め、各号を削り、同条の次に次の一条を加える。

(市町村森林整備計画の変更等)

第五条の二 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象とする森林につき、前条の規定により追加して定められた地域森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認める場合には、森林法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画を変更し、次に掲げる事項を追加して定めることができる。同項の規定により市町村森林整備計画をたてる場合においても、同様とする。

一 保健機能森林の区域
二 前号の区域内にある森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

三 第一号の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

四 その他必要な事項

第六条第一項中「第十一条第五項」の下に「同法第十八条の三第三項の規定により適用される場合を含む。」又は第十八条の四を「第十八条の下に」又は第十八条の四を加え、「同項の認定を受けた森林所有者を」同法第十一条第五項又は第十八条の三第三項の認定を受けたものに改め、「認定に係る森林施業計画」の下に「同法第十八条の二第二項に規定する特定森林施業計画(政令で定めるものを除く。以下同

じ。及び同法第十八条の三第一項に規定する一般森林施業計画を含む。以下同じ。を、「第十二条第二項」の下に「同法第十八条の三第三項並びに第十八条の四第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。」を加え、後段を次のように改める。

森林所有者が同法第十一条第五項(同法第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。第四項において同じ。又は第十八条の三第三項の規定による森林施業計画の認定を求める場合においても、同様とする。

第六条第二項中「掲げる事項」の下に「当該森林保健機能増進計画が特定森林施業計画の全部又は一部として定められる場合には、同法第十八条の二第二項各号に掲げる事項」を加え、同条第三項中「都道府県知事を」市町村の長に改め、「掲げるもの」の下に「当該請求に係る森林施業計画が特定森林施業計画である場合には、同法第十八条の三第三項各号に掲げるもの」を加え、「同項の認定を」その認定に改め、同条第四項中「森林保健機能増進計画をその全部又は一部とする森林施業計画について森林法第十一条第五項(同法第十二条第三項において準用する場合を含む。)の認定(以下「特定認定」という。)を」特定認定に、「同法第十三条及び第十四条の規定を」森林法第十三条及び第十四条の規定(これらの規定が同法第十八条の三第三項並びに第十八条の四第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。)に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村の長は、森林保健機能増進計画をその全部又は一部とする森林施業計画について森林法第十一条第五項又は第十八条の三第三項の規定による認定(同法第十二条第三項に

おいて準用する同法第十一条第五項の規定その他政令で定める規定による変更の認定を含む。以下「特定認定」という。)をしようとするときは、都道府県知事の同意を得なければならない。

第八条第一項中「及び第三十四条の二本文」を「第三十四条の二第一項及び第三十四条の三本文」に改める。

(木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正)

第五条 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第六条第一項を」第七条第一項に改める。

第四条第一項中「事業計画」を「この章において「事業計画」に改め、同条第三項第四号中「同項に規定する民有林をいい、保安林並びに同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律

第一百号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。以下同じ。を「同項に規定する民有林をいう。以下同じ。であって保安林並びに保安施設地区(同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区をいう。以下同じ。の区域内及び海岸保全区域(海岸法(昭和三十一年法律第一百号)第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。以下同じ。内の森林以外の森林」に改め、同条第四項第四号中「民有林」の下に「であって保安林並びに保安施設地区の区域内及び海岸保全区域内の森林以外の森林」を加え、同条第六項中「通知に係る」の下に「農林水産大臣の」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項を第六項とし、同

項の次に次の一項を加える。

7 都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、当該認定に係る事業計画において伐採することとされている民有林の所在地の属する市町村の長に同項の認定をした旨を通知しなければならない。

第四条第四項の次に次の一項を加える。

5 都道府県知事は、地域森林計画の対象となつて民有林(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。以下この項において同じ。)の立木の伐採を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、第三項第二号に掲げる事項について、当該伐採をすることとされている民有林の所在地の属する市町村の長の意見を聴かなければならない。

第五条第三項中「第六項まで」を「第八項まで」に改める。

第六条第二項中「第四条第五項」の下に「から第七項まで」を加える。

第七条中「第十条第一項本文」を「第十条の八第一項本文」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

(保安林における間伐の届出の特例)

第九条の二 認定事業者が保安林の区域内において認定事業計画に従つて間伐のため立木を伐採する場合には、森林法第三十四条の二第二項の規定は、適用しない。

第十条第一項中「第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。第三項において同じを」第十八条の三第三項の規定により適用される場合を含むに改め、「第十八条の下に」又は第十八条の四を加え、「第十一条第五項の認定を」第十一条第五項又は第十八条の三第三項の認定に、「同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合

を含む。)において準用する同法第十一条第五項又は同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第三項において準用する同法第十八条の三第二項の「を」において準用する同法第十一条第五項の規定その他政令で定めるに、「都道府県知事」を「市町村の長」に改め、「農林水産大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、同条第二項中「第十八条の三第一項」を「第十八条の三第二項並びに第十八条の四第五項及び第六項」に、「読み替えて適用」を「適用」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「市町村の長」に改め、「第十一条第五項」の下に「(同法第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第五条までの規定は、公布の日から施行する。

(地域森林計画に関する経過措置)

第二条 都道府県知事は、平成十一年十二月三十一日までに、第一条の規定による改正後の森林法(以下「新森林法」という。)第五条及び第六条の規定の例により、前条ただし書に規定する規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の森林法(以下「旧森林法」という。)第五条の規定によりたてられている地域森林計画(平成六年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。)を変更しなければならない。この場合において、当該地域森林計画の変更は、平成十一年四月一日にその効力を生ずるものとする。

2 都道府県知事は、平成十一年四月一日をその計画期間の始期とする地域森林計画をたてる場合には、旧森林法第五条の規定にかかわらず、

新森林法第五条及び第六条の規定の例によるものとする。

3 都道府県知事は、前二項の規定により地域森林計画を変更し、又はたてる場合であつて、全国森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認めるときは、第四条の規定による改正前の森林の保健機能の増進に関する特別措置法(以下「旧森林保健機能増進法」という。)第五条の規定にかかわらず、第四条の規定による改正後の森林の保健機能の増進に関する特別措置法(以下「新森林保健機能増進法」という。)第五条の規定の例により、同条に規定する事項を追加して定めることができる。

4 前三項の規定により変更され、又はたてられた地域森林計画(以下「新地域森林計画」という。)は、新森林法第五条の規定により変更され、又はたてられた地域森林計画とみなす。

(国有林の森林計画に関する経過措置)

第三条 営林局長又は営林支局長は、平成十一年十二月三十一日までに、新森林法第七条の二の規定の例により、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧森林法第七条の二の規定によりたてられている森林計画(平成六年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。)を変更しなければならない。この場合において、当該森林計画の変更は、平成十一年四月一日にその効力を生ずるものとする。

2 営林局長又は営林支局長は、平成十一年四月一日をその計画期間の始期とする森林計画をたてる場合には、旧森林法第七条の二の規定にかかわらず、新森林法第七条の二の規定の例によるものとする。

3 前二項の規定により変更され、又はたてられた森林計画は、新森林法第七条の二の規定により変更され、又はたてられた森林計画とみなす。

(市町村森林整備計画に関する経過措置)

第四条 市町村は、新地域森林計画につき附則第二条第一項又は第二項の規定によりその例によることとされた新森林法第六条第五項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日からこの法律の施行の日前日までの間に、新森林法第十条の五の規定の例により、その区域内にある新地域森林計画の対象となつてゐる民有林につき、平成十一年四月一日をその計画期間の始期とする市町村森林整備計画をたてなければならぬ。ただし、当該市町村森林整備計画の計画期間は、当該市町村森林整備計画の対象となる民有林の属する森林計画区に係る新地域森林計画の計画期間の終期までとする。

2 市町村は、前項の規定により市町村森林整備計画をたてる場合であつて、新地域森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認めるときは、新森林保健機能増進法第五条の二の規定の例により、同条各号に掲げる事項を追加して定めることができる。

3 前二項の規定によりたてられた市町村森林整備計画は、新森林法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画とみなす。

4 前項の市町村森林整備計画に引き続く次の市町村森林整備計画であつて、附則第二条第一項の規定により変更された地域森林計画の対象となる民有林の属する森林計画区に係るものは、新森林法第十条の五第一項の規定にかかわらず、当該変更された地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期としてたてなければならぬ。

(旧市町村森林整備計画の失効)
第五条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現にたてられている旧森林法第十条の八

第一項の市町村森林整備計画は、平成十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

(伐採の届出に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前に旧森林法第十条第一項の規定により都道府県知事に対して提出された伐採の届出書は、新森林法第十条の八第一項の規定により市町村の長に対して提出されたものとみなす。

2 この法律の施行前に旧森林法第十条第一項第四号又は第五号の規定により都道府県知事に対してされた申請は、それぞれ新森林法第十条の八第一項第六号又は第七号の規定により市町村の長に対してされた申請とみなす。

3 この法律の施行前に旧森林法第十条第一項第四号又は第五号の規定により都道府県知事とした指定は、それぞれ新森林法第十条の八第一項第六号又は第七号の規定により市町村の長がした指定とみなす。

(伐採の計画の遵守命令に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前に旧森林法第十条の六第三項の規定により都道府県知事がした命令は、新森林法第十条の九第三項の規定により市町村の長がした命令とみなす。

(間伐及び保育についての勧告に関する経過措置)
第八条 この法律の施行前に旧森林法第十条の十第一項の規定により森林整備市町村の長がした勧告は、新森林法第十条の十第一項の規定により市町村の長がした勧告とみなす。

2 この法律の施行前に旧森林法第十条の十二項の規定により森林整備市町村の長がした指定又は勧告は、新森林法第十条の十二項の規定により市町村の長がした指定又は勧告とみなす。

(施業実施協定に関する経過措置)
第九条 この法律の施行前に森林整備市町村の長

に対してされた旧森林法第十条の十一の八第一項、第十条の十一の十二第二項又は第十条の十一の十四第一項の認可の申請は、それぞれ市町村の長に対してされた新森林法第十条の十一の八第一項、第十条の十一の十二第二項又は第十条の十一の十四第一項の認可の申請とみなす。

2 この法律の施行前に旧森林法第十条の十一の十第一項又は第十条の十一の十二第二項（これらの規定を旧森林法第十条の十一の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定により森林整備市町村の長がした公告は、それぞれ新森林法第十条の十一の十第一項又は第十条の十一の十二第二項（これらの規定を新森林法第十条の十一の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村の長がした公告とみなす。

3 この法律の施行前に森林整備市町村の長がした旧森林法第十条の十一の十一第一項旧森林法第十条の十一の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第十条の十一の十四第一項の認可は、それぞれ市町村の長がした新森林法第十条の十一の十一第一項（新森林法第十条の十一の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第十条の十一の十四第一項の認可とみなす。

4 この法律の施行前に旧森林法第十条の十一の十五第一項の規定により森林整備市町村の長がした認可の取消しは、新森林法第十条の十一の十五第一項の規定により市町村の長がした認可の取消しとみなす。

（森林施設計画に関する経過措置）

第十条 この法律の施行前に旧森林法第十一条第一項、第十二条第一項若しくは第二項（これらの規定が旧森林法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第十八条の二第一項の規定により都道府県知事に対してされた認定の請求であって、当該請求に

係る森林施設計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、それぞれ新森林法第十一条第一項、第十二条第一項若しくは第二項（これらの規定が新森林法第十八条の三第三項の規定により適用される場合を含む。）又は第十八条の二第一項の規定により当該市町村の長に対してされた認定の請求とみなす。

2 この法律の施行前に旧森林法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される旧森林法第十一条第一項の規定により都道府県知事に対してされた認定の請求であって、当該請求に係る一般森林施設計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、新森林法第十八条の三第一項の規定により当該市町村の長に対してされた認定の請求とみなす。

3 この法律の施行前に旧森林法第十一条第五項（旧森林法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第十八条の二第三項の規定により都道府県知事がした認定であって、当該認定に係る森林施設計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、それぞれ新森林法第十一条第五項（新森林法第十八条の三第三項の規定により適用される場合を含む。）又は第十八条の二第三項の規定により当該市町村の長がした認定とみなす。

4 この法律の施行前に旧森林法第十二条第三項（旧森林法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する旧森林法第十一条第五項の規定により都道府県知事がした認定であって、当該認定に係る森林施設計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、新森林法第十二条第三項（新森林法第十八条の三第三項の規定により適用される場合を含む。）において準用する新森林法第十一条第五項の規定により当該市町村の長がした認定とみなす。

5 この法律の施行前に旧森林法第十三条（旧森林法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により都道府県知事がした通知であって、当該通知に係る森林施設計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、新森林法第十三条（新森林法第十八条の三第三項の規定により適用される場合を含む。）の規定により当該市町村の長がした通知とみなす。

（火入れの許可に関する経過措置）
第十一条 この法律の施行の際現に旧森林法第九十条の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の区長に対してされている旧森林法第二十一条第一項の許可の申請は、当該指定都市の市長に対してされた新森林法第二十一条第一項の許可の申請とみなす。

2 この法律の施行前に旧森林法第九十条の規定により指定都市の区長がした旧森林法第二十一条第一項の許可は、当該指定都市の市長がした新森林法第二十一条第一項の許可とみなす。

（保安林における間伐に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行の際現にされている旧森林法第三十四条第一項（旧森林法第四十四条において準用する場合を含む。）次項において同じ。）の許可の申請であって保安林における間伐のための立木の伐採に係るものは、新森林法第三十四条の二第二項（新森林法第四十四条において準用する場合を含む。）次項において同じ。）の規定によりした間伐の届出書の提出とみなす。

2 この法律の施行前にされた旧森林法第三十四条第一項の許可に従って行われる保安林における間伐のための立木の伐採は、新森林法第三十四条の二第二項の間伐の届出書を提出して行わ

れるものとみなす。

（都道府県の費用負担に関する経過措置）

第十三条 旧森林法第九十二条の規定により都道府県が負担する費用に対する旧森林法第九十六条の規定による国の補助金で平成十年度以前の年度の歳出予算に係るものについては、なお従前の例による。

（保安林整備臨時措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に旧森林法第十条の五の規定により都道府県知事がした第二項の規定による改正前の保安林整備臨時措置法第九条第一号に規定する要整備森林についての勧告は、第二項の規定による改正後の同法第十条第一項の規定により都道府県知事がした勧告とみなす。

（森林の保健機能の増進に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 この法律の施行前に旧森林保健機能増進法第六條第一項の規定により都道府県知事に対してされた旧森林法第二十一条第一項又は第十二条第一項若しくは第二項の認定の請求であって、当該請求に係る森林施設計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、それぞれ新森林保健機能増進法第六條第一項の規定により当該市町村の長に対してされた新森林法第二十一条第一項又は第十二条第一項若しくは第二項の認定の請求とみなす。

2 この法律の施行前に旧森林保健機能増進法第六條第三項の規定により都道府県知事がした旧森林法第二十一条第五項（旧森林法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による認定であって、当該認定に係る森林施設計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、新森林保健機能増進法第六條第三項の規定により当該市町村の長がした新森林法第二十一条第五項（新森林法第十二条第三項にお

いて準用する場合を含む。の規定による認定とみなす。

(木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 この法律の施行前に第五条の規定による改正前の木材の安定供給の確保に関する特別措置法(以下「旧木材安定供給法」という。)第十条第一項の規定により都道府県知事に対してされた森林施業計画の変更の認定の請求であつて、当該請求に係る森林施業計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、第五条の規定による改正後の木材の安定供給の確保に関する特別措置法(以下「新木材安定供給法」という。)第十条第一項の規定により当該市町村の長に対してされた森林施業計画の変更の認定の請求とみなす。

2 この法律の施行前に旧木材安定供給法第十条第二項の規定により読み替えて適用される旧森林法第十二条第三項の規定により都道府県知事がした森林施業計画の変更の認定であつて、当該認定に係る森林施業計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、新木材安定供給法第十条第二項の規定により読み替えて適用される新森林法第十二条第三項の規定により当該市町村の長がした森林施業計画の変更の認定とみなす。

(罰則に関する経過措置)
第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(森林組合合併助成法の一部改正)
第十九条 森林組合合併助成法(昭和三十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

平成十年十月十五日 参議院会議録第十八号

第四条第二項第三号ロ中「第十条の八第一項」を「第十条の五第一項」に改める。

審査報告書

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求めの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十年十月十四日

日本国有鉄道清算事業
団の債務処理及び国有
林野事業の改革等に関
する特別委員長
中曾根弘文

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、営林局等の森林管理局への再編に伴い、青森営林局と秋田営林局とを統合し東北森林管理局を秋田市に、前橋営林局と東京営林局とを統合し関東森林管理局を前橋市にそれぞれ設置することについて、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求めの件(第四百四十二回国会内閣提出、本院議決)

右は本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成十年十月六日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求めの件

別紙

名称	位置	管轄	区域	城
東北森林管理局	秋田市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県		
関東森林管理局	前橋市	福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 静岡県		

審査報告書

一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十年十月十四日

日本国有鉄道清算事業
団の債務処理及び国有
林野事業の改革等に関
する特別委員長
中曾根弘文

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における一般会計の収支が著しく不均衡となつてゐる状況において、日本国有鉄道清算事業団の長期借入金に係る債務等を一般会計において承継すること等及び国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定の負担に属する平成七年九月二十九日までに借り入れられた借入金に係る債務等を一般会計に帰属させることに伴い一般会計の負担が増加することにかんがみ、平成十年年度から平成十四年度までの間における郵便貯金特別会計一般勘定からの一般

省設置法第三十一条及び第三十二条第二項の規定により、東北森林管理局及び関東森林管理局を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求め。

会計への繰入れの特例措置を講ずるとともに、たばこ特別税を創設しその収入を国債整理基金特別会計の歳入とすること等の措置を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認め

一、費用

本法律施行に伴い、たばこ特別税について平成十年度において七百六十八億円(衆議院修正に伴い、平成十年度当初予算額千二百一億より四百三十四億円の減)の税収が見込まれ、平成十年度においては二千八百億円の税収が見込まれている。

一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案(第四百四十二回国会内閣提出、本院議決)

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつてこれを送付する。

平成十年十月六日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

森林法等の一部を改正する法律案 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求めの件 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案

(小字及び一は衆議院修正)
一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案
一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律

目次

第一章 総則(第一条)	郵便貯金特別会計一般勘定からの一般会計への特別繰入金の繰入れ(第二条)
第二章 郵便貯金特別会計一般勘定からの一般会計への特別繰入金の繰入れ(第二条)	第三条 たばこ特別税
第三章 たばこ特別税	第一節 総則(第三条—第六条)
第一節 総則(第三条—第六条)	第二節 課税標準及び税率(第七條—第八條)
第二節 課税標準及び税率(第七條—第八條)	第三節 免税及び税額控除等(第九條—第十一條)
第三節 免税及び税額控除等(第九條—第十一條)	第四節 申告及び納付等(第十二條—第十八條)
第四節 申告及び納付等(第十二條—第十八條)	第五節 雑則(第十九條—第二十條)
第五節 雑則(第十九條—第二十條)	第六節 罰則(第二十一條—第二十三條)
第六節 罰則(第二十一條—第二十三條)	第四章 たばこ特別税の収入の帰属等(第二十四條—第二十六條)
第四章 たばこ特別税の収入の帰属等(第二十四條—第二十六條)	附則
附則	第一章 総則

第一条 この法律は、最近における一般会計の収支が著しく不均衡となつてゐる状況において、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第 号)の規定により日本国有鉄道清算事業団の長期借入金に係る債務等を一般会計において承継すること及び政府の同事業団に対する無利子貸付金に係る同事業団の債務を免除すること並びに国有林野事業の改革のための特別措置法(平成十年法律第 号)の規定により国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定の負担に属する平成七年九月二十九日まで借り入れられた借入金に係る債務等を一般会計に帰属させることに伴い一般会計の負担が増加することにかんがみ、平成十年年度から平成十四年度までの間における郵便貯金特別会計一般勘定からの一般会計への繰入れの特例措置を講ずるとともに、たばこ特別税を創設しその収入を国債整理基金特別会計の歳入とすること等の措置を定めるものとする。

第二章 郵便貯金特別会計一般勘定からの一般会計への特別繰入金の繰入れ
第一条 政府は、一般会計の歳出の財源に充てるため、平成十年年度から平成十四年度までの各年度において、郵便貯金特別会計一般勘定から、一兆円の五分の一に相当する金額を限り、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による繰入金(以下「特別繰入金」という。)に相当する金額は、郵便貯金特別会計法(昭和二十六年法律第百三十三号)第九條の規定による郵便貯金特別会計一般勘定の積立金の額から減額して整理するものとし、特別繰入金は、当該勘定の歳出とする。

第三章 たばこ特別税
第一節 総則

(定義)
第三条 この章並びに附則第三条及び第四条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 製造たばこ たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第三条に規定する製造たばこをいう。

二 保稅地域 関稅法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九條に規定する保稅地域をいう。

(課税物件)
第四条 製造たばこには、この法律により、当分の間、たばこ特別税を課する。

(納税義務者)
第五条 製造たばこの製造者(たばこ税法第六條第一項ただし書若しくは第七條の規定により製造たばこの製造者とみなされる者又は同法第十二條第六項若しくは第十三條第五項の規定により

り製造たばこ製造者とみなされる者を含む。)は、その製造場(同法第六條第五項、第十二條第六項又は第十三條第五項の規定により製造たばこの製造場とみなされる場所を含むものとし、同法第五條の規定により製造たばこの製造場でない保稅地域とみなされる製造たばこの製造場を除く。)から移出した製造たばこ(同法第六條第一項の規定の適用がある場合には、その喫煙用等(同項に規定する喫煙用等をいう。次項において同じ。)に供された製造たばことし、同法第三項の規定の適用がある場合には、その換価された製造たばことし、同法第四項又は第五項の規定の適用がある場合には、その現存する製造たばことする。)につき、たばこ特別税を納める義務がある。

2 製造たばこを保稅地域(たばこ税法第五條の規定により保稅地域に該当しない製造たばこの製造場とみなされるものを除く。)から引き取る者(同法第六條第二項の規定の適用がある場合には、その喫煙用等に供した者。第十九條第一項第二号において同じ。)は、その引き取る製造たばこ(同法第六條第二項の規定の適用がある場合には、その喫煙用等に供された製造たばこ)につき、たばこ特別税を納める義務がある。

(納税地)
第六条 たばこ特別税の納税地は、たばこ税の納税地となる場所とする。

第二節 課税標準及び税率
第七条 たばこ特別税の課税標準は、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とする。

(税率)
第八条 たばこ特別税の税率は、千本につき八百二十円とする。

2 たばこ税法附則第二條の規定の適用を受ける製造たばこに係るたばこ特別税の税率は、前項の規定にかかわらず、千本につき三百八十九円とする。

3 租稅特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第八十八條の第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係るたばこ特別税の税率は、第一項の規定にかかわらず、千本につき五百円とする。

第三節 免税及び税額控除等
(未納税移出等)
第九条 たばこ税法第十二條第一項、第十三條第一項及び第十四條第一項その他の法律の規定によりたばこ税を免除するときは、当該免除に係る製造たばこに係るたばこ特別税を免除する。ただし、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第二十七号)の規定によりたばこ税を免除するときは、この項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用を受けた製造たばこについてたばこ税法第十三條第七項その他の法律の規定によりたばこ税を徴収することとなるときは、当該たばこ税を徴収すべき者から当該製造たばこに係るたばこ特別税を徴収する。

(課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ特別税の還付)
第十条 たばこ特別税及びたばこ税課税済みの製造たばこにつき、たばこ税法第十五條第一項(同法第三項において準用する場合を含む。)の規定によりたばこ税額として計算した金額の還付が行われるときは、当該還付に係る金額の計算に準じて計算したたばこ特別税額に相当する金額を、当該還付に係る金額にあわせて還付する。

2 前項の規定によりたばこ税額として計算した金額の還付にあわせてたばこ特別税額に相当する金額の還付が行われたときは、当該還付に係る金額の合算額の千分の二百八に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び千分の七百九十二に相当するたばこ税額に相当する金額の還付があつたものとする。

3 たばこ税法第十五条第二項及び第四項の規定は、第一項の規定による還付について準用する。この場合において、同条第二項中「輸出をした」とあるのは「輸出又は廃棄をした」と、「輸出先」とあるのは「輸出先（輸出をした場合に限り、）と、輸出されたこと」とあるのは「輸出され、又は廃棄されたこと」と、「これを」とあるのは「これを、輸出をした場合にあっては」と、「税関長」とあるのは「税関長に、廃棄をした場合にあっては廃棄の承認を受けた税関の税関長」と読み替へるものとする。

(戻入れの場合のたばこ特別税の控除等)

第十一條 たばこ特別税及びたばこ税課税済みの製造たばこにつき、たばこ税法第十八条第一項から第五項までの規定によりたばこ税額に相当する金額の控除又は当該控除すべき金額若しくはその不足額の還付が行われるときは、当該控除又は還付に係る金額の計算に準じて計算したたばこ特別税額に相当する金額を、当該控除又は還付に係る金額にあわせて控除し、又は還付する。

2 前項の規定によりたばこ税額に相当する金額の控除又は還付にあわせてたばこ特別税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の千分の二百八に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び千分の七百九十二に相当するたばこ税額に相当する金額の控除又は還付があつたものとする。

3 たばこ税法第十六条第六項及び第七項の規定は、第一項の規定による控除又は還付について準用する。

第四節 申告及び納付等
(申告及び納付等)

第十二条 たばこ特別税は、たばこ税の申告にあわせて申告して納付し、又はたばこ税にあわせて徴収しなければならない。

2 たばこ特別税及びたばこ税の納付があつたと

きは、その納付に係る金額については、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定めるたばこ特別税及びたばこ税の納付があつたものとする。

一 製造たばこ（次号及び第三号に掲げる製造たばこを除く。）千分の二百八に相当する税額を、たばこ特別税及び千分の七百九十二に相当する税額にたばこ税

二 たばこ税法第十一条第二項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の百十六に相当する税額を、たばこ特別税及び千分の八百八十四に相当する税額にたばこ税

三 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の九十一に相当する税額を、たばこ特別税及び千分の九百九に相当する税額にたばこ税

(担保の提供)

第十三条 たばこ税法第二十二條の規定による担保を提供する者は、政令で定めるところにより、たばこ特別税に相当する担保をあわせて提供しなければならない。

2 国税庁長官、税務署長又は税関長は、たばこ税法第二十三條第一項の規定により担保の提供を命ずるときは、政令で定めるところにより、たばこ特別税額に相当する担保をあわせて提供すべきことを命じなければならない。

3 たばこ税法第二十三條第二項の規定は、前項の規定により提供される担保について準用する。

(延滞税)

第十四条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の規定によりたばこ特別税及びたばこ税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係るたばこ特別税額及びたばこ税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の千分の二百八に相当する金額及び千分の七百九十二に相当する金額

を、それぞれ同法の規定により納付すべきたばこ特別税に係る延滞税の額及びたばこ税に係る延滞税の額とする。

2 たばこ税法第十一条第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用については、同項中「千分の二百八」とあるのは「千分の百十六」と、「千分の七百九十二」とあるのは「千分の八百八十四」とする。

3 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る第一項の規定の適用については、同項中「千分の二百八」とあるのは「千分の九十一」と、「千分の七百九十二」とあるのは「千分の九百九」とする。

4 第十二条第一項の規定は、第一項(第二項及び前項の規定により読み替へて適用する場合を含む)に規定する延滞税を納付する場合について準用する。

(過少申告加算税又は無申告加算税)

第十五条 前条第一項(同条第二項の規定により読み替へて適用する場合を含む)の規定は、国税通則法の規定によりたばこ特別税及びたばこ税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。

2 第十二条第一項の規定は、前項に規定する過少申告加算税又は無申告加算税を納付する場合について準用する。

(還付及び充當)

第十六条 たばこ特別税に係る過誤納金は、たばこ税に係る過誤納金にあわせて還付しなければならない。

2 国税通則法第五十六條第一項に規定する還付金等及び同法の規定による還付加算金を未納のたばこ特別税及びたばこ税に充當するときは、これらの税にあわせて充當しなければならない。

相当するたばこ税の過誤納金の還付があつたものとし、前項の規定による充當があつたときは、その充當に係る金額の千分の二百八に相当する未納のたばこ特別税及び千分の七百九十二に相当する未納のたばこ税に対する充當があつたものとする。

4 第十四条第二項又は第三項の規定は、たばこ税法第十一条第二項又は租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用について準用する。

(還付加算金)

第十七条 国税通則法の規定により還付加算金を、第十二条第一項及びたばこ税法第十八条の規定によるたばこ特別税及びたばこ税の還付に係る金額又はたばこ特別税額及びたばこ税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の計算に準じてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の千分の二百八に相当する金額及び千分の七百九十二に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべきたばこ特別税に係る還付加算金及びたばこ税に係る還付加算金とする。

2 第十四条第二項又は第三項の規定は、たばこ税法第十一条第二項又は租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用について準用する。

3 たばこ特別税及びたばこ税に係る還付加算金は、あわせて支払又は充當をしなければならない。

(端数計算)

第十八条 たばこ特別税及びたばこ税の額又はこれらの税に係る国税通則法第五十六條第一項に規定する還付金等の金額を計算する場合における端数計算については、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。

金に処し、又はこれを併料する。
一偽りその他不正の行為によりたばこ特別税より、同項の罰金は、五十万円を超え当該たばこ特別税に相当する金額又は還付金に相当する

金額の三倍以下とすることができる。

第二十二條 第十九條第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の問題に對して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十萬圓以下の罰金に処する。

第二十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前二條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各條の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第二十一條第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第四章 たばこ特別税の収入の帰属等
(たばこ特別税の収入の帰属)
第二十四條 各年度におけるたばこ特別税の収入は、当該各年度の國債整理基金特別会計の歳入に組み入れるものとする。
(國稅收納金整理資金に關する法律の適用に關する特例)
第二十五條 前條の規定によりたばこ特別税の収入を國債整理基金特別会計の歳入に組み入れる場合における國稅收納金整理資金に關する法律(昭和二十九年法律第三十六号)第六條第二項の規定の適用については、同項中「石炭並びに石油及びエネルギー」需給構造高度化対策特別会計とあるのは、「國債整理基金特別会計、石炭並びに石油及びエネルギー」需給構造高度化対策特別会計とする。

(一般會計からの國債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例)
第二十六條 第二十四條の規定によりたばこ特別税の収入を國債整理基金特別会計の歳入に組み入れる場合においては、当該組み入れられた金額に相當する金額が國債整理基金特別会計法

(明治三十九年法律第六号)第二十一條第一項の規定により一般會計から國債整理基金特別会計に繰り入れられたものとみなす。

附 則

(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日、
すなわち、平成十年十一月一日から施行する。ただし、第三章の規定並びに附則第三條及び第四條の規定は、平成十年十一月一日から施行する。

(検討)
第二條 政府は、平成十四年度において、郵便貯金事業の経営の健全性の確保の観点から必要と認められる場合には、繰り入れた特別繰入金金の総額、同事業を取り巻く経済社会情勢等を踏まえ、同事業の経営の健全性の確保のための適切な措置を検討する。

第三條 平成十年十一月一日(以下「指定日」といふ)に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所であつた製造たばこを販売するため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数は、この税務法第十條の規定により、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とし、二以上の場所であつた製造たばこを所持する場合には、その合計本数とする。が三萬本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率によりたばこ特別税を課する。

一 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く)。千本につき八百二十圓
二 たばこ税法附則第二條の規定の適用を受ける製造たばこ。千本につき三百八十九圓
2 前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所(小

売販売業者にあつては、たばこ事業法第二十二條第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。)ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、指定日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分(たばこ税法第二條第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。)及び区分ごとの数量
二 前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ特別税額及び当該たばこ特別税額の合計額
三 その他参考となるべき事項

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成十一年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ特別税額の合計額に相當するたばこ特別税を、國に納付しなければならない。

4 前項の規定は、同項に規定する第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ特別税につき、國稅通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したものの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五條第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

5 第一項の規定によりたばこ特別税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けて廃棄した場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該

製造たばこが同項の規定によりたばこ特別税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税関の税関長の確認を受けたときは、当該たばこ特別税額に相當する金額は、第十條の規定に準じて、その者の還付に係るたばこ税額に相當する金額にあわせて還付する。

6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者(たばこ税法第六條第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。以下この項において同じ。)が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ特別税額に相當する金額は、第十一條の規定に準じて、その者の控除又は還付に係るたばこ税額に相當する金額にあわせて控除し、又は還付する。

一 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合(当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移出された場合を含む)。

二 前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移出し、当該製造たばこをその移出した製造場から更に移出した場合
7 たばこ税法第二十六條(第二号を除く)の規定は、第二項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

8 第二項の規定による申告書の提出を怠った者は、二十万円以下の罰金に処する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。
(戻入れの場合のたばこ税の控除等に関する経過措置)

第四条 指定日前に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこ(前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)につき、たばこ税法第十六条第一項、第三項又は第五項の規定の適用がある場合において、これらの規定による控除を受けようとする月分が平成十年十月分以後の月分であるときは、当該控除を受けようとする月分については、同法第十七条第一項の規定による申告書の提出を要しないときとみなして、同法第十六条及び第十七条第二項の規定を適用する。この場合において、同条第一項の規定の適用については、同項第五号中「たばこ税額」とあるのは、「たばこ税額(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財産の確保に係る特別措置に関する法律附則第四条第一項の規定による還付を受けようとするたばこ税額を除くものとし、とする。」

2 指定日前に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこ(前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る災害被害者に対する租税の減免、徴

収猶予等に関する法律第七條の規定の適用については、前項の規定に準じ、政令で定める。

投票者氏名

日程第一 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十三回国会衆議院送付)
賛成者氏名

阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	有馬 朗人君
井上 吉夫君	井上 裕君
石井 道子君	石川 弘君
石渡 清元君	市川 一朗君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩崎 純三君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	上野 公成君
海老原義彦君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	大野つや子君
太田 豊秋君	岡 利定君
岡野 裕君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
片山虎之助君	金田 勝年君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君
龜谷 博昭君	河本 英典君
木村 仁君	岸 宏一君
北岡 秀二君	久世 公義君
久野 恒一君	国井 正幸君
倉田 寛之君	小山 孝雄君
鴻池 祥肇君	佐々木知子君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君

斉藤 滋宣君	坂野 重信君
清水嘉与子君	塩崎 恭久君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君
末広まきこ君	鈴木 政二君
鈴木 正孝君	田浦 直君
田村 公平君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
常田 享祥君	中川 義雄君
中島 眞人君	中曾根弘文君
中原 爽君	仲道 俊哉君
長峯 基君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野間 起君
南野知恵子君	長谷川道郎君
橋本 聖子君	馳 浩君
畑 恵君	服部三男雄君
林 芳正君	日出 英輔君
平田 耕一君	保坂 三蔵君
真鍋 賢三君	松谷蒼一郎君
松村 龍二君	三浦 一水君
水島 裕君	澤手 顯正君
村上 正邦君	森下 博之君
森田 次夫君	森山 裕君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山崎 正昭君	山下 善彦君
山本 一太君	依田 智治君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
福本 潤一君	大脇 雅子君
梶原 敬義君	菅野 壽君
日下部清代子君	清水 澄子君
谷本 嶺君	照屋 寛徳君
田 英夫君	福島 瑞穂君

反対者氏名

野沢 太三君	足立 良平君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
伊藤 基隆君	石田 美栄君
今井 澄君	今泉 昭君
江田 五月君	江本 孟紀君
小川 勝也君	小川 敏夫君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
川橋 幸子君	木俣 佳文君
北澤 俊美君	久保 亘君
郡司 彰君	小林 元君
小宮山洋子君	小山 峰男君
奥石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 雄平君	齋藤 勤君
櫻井 充君	笹野 貞子君
高嶋 良充君	竹村 泰子君
谷林 正昭君	千葉 景子君
角田 義一君	寺崎 昭久君
内藤 正光君	直嶋 正行君
長谷川 清君	平田 健二君
広中和歌子君	福山 哲郎君

平成十年十月十五日 参議院會議録第十八号 投票者氏名

藤井 俊男君	堀 利和君
本田 良一君	前川 忠夫君
松崎 俊久君	松田 岩夫君
松前 達郎君	円 より子君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君
篠瀬 進君	柳田 稔君
山下 八洲夫君	吉田 之久君
和田 洋子君	藤科 満治君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
海野 義孝君	大森 礼子君
加藤 修一君	風間 純君
木庭健太郎君	沢 たまき君
白浜 一良君	高野 博師君
但馬 久美君	統 訓弘君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君
浜四津敏子君	日笠 勝之君
弘友 和夫君	益田 洋介君
松 あきら君	森本 晃司君
山下 栄一君	山本 保君
渡辺 孝男君	阿部 幸代君
井上 美代君	池田 幹幸君
市田 忠義君	岩佐 恵美君
緒方 靖夫君	大沢 辰美君
笠井 亮君	小池 晃君
小泉 親司君	須藤美也子君
立木 洋君	富樫 練三君
西山登紀子君	橋本 敦君
畑野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	筆坂 秀世君
宮本 岳志君	山下 芳生君
吉岡 吉典君	吉川 春子君
石井 一二君	佐藤 道夫君

日程第二 国有林野事業の改革のための特別措置
法案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十三回
国会衆議院送付)
日程第三 国有林野事業の改革のための関係法律
の整備に関する法律案(第百四十二回国会内閣提
出、第百四十三回国会衆議院送付)

賛成者氏名

一三九名

島袋 宗康君	奥村 展三君
堂本 曉子君	岩本 莊太君
菅野 久光君	田名部匡省君
高橋紀世子君	中村 敦夫君
松岡満壽男君	
阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	有馬 朗人君
井上 吉夫君	井上 裕君
石井 道子君	石川 弘君
石波 清元君	市川 一朗君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩崎 純三君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	上野 公成君
海老原義彦君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	岡 利定君
太田 豊秋君	岡 利定君
岡野 裕君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
片山虎之助君	金田 勝年君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君
龜谷 博昭君	河本 英典君
木村 仁君	岸 宏一君
北岡 秀二君	久世 公義君

久野 恒一君	国井 正幸君
倉田 寛之君	小山 孝雄君
鴻池 祥肇君	佐々木知子君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
高橋 滋宣君	坂野 重信君
清水嘉与子君	塩崎 恭久君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君
末広まき子君	鈴木 政二君
鈴木 正孝君	田浦 直君
田村 公平君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
常田 享詳君	中川 義雄君
中島 眞人君	中曾根弘文君
中原 爽君	仲道 俊哉君
長峯 基君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野次 太三君
野間 越君	南野知恵子君
長谷川道郎君	橋本 聖子君
馳 浩君	畑 恵君
服部三男雄君	林 芳正君
日出 英輔君	平田 耕一君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
松谷蒼一郎君	松村 龍二君
三浦 一水君	水島 裕君
濱手 顯正君	村上 正邦君
森下 博之君	森田 次夫君
森山 裕君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 正昭君
山下 善彦君	山本 一太君
依田 智治君	吉川 芳男君
吉村剛太郎君	若林 正俊君
脇 雅史君	竹村 泰子君

反対者氏名

一〇六名

大淵 絹子君	大脇 雅子君
梶原 敬義君	菅野 壽君
日下部禮代子君	清水 澄子君
谷本 鶴君	照屋 寛徳君
田 英夫君	福島 瑞穂君
淵上 貞雄君	三重野栄子君
村沢 牧君	山本 正和君
阿曾田 清君	泉 信也君
入澤 肇君	扇 千景君
田村 秀昭君	高橋 令則君
月原 茂昭君	鶴保 廣介君
戸田 邦司君	平野 貞夫君
星野 明市君	渡辺 秀央君
西川きよし君	奥村 展三君
堂本 曉子君	水野 誠一君
岩瀬 良三君	菅川 健二君
岩本 莊太君	海野 徹君
田名部匡省君	中村 敦夫君
松岡満壽男君	
足立 良平君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
石田 美栄君	今井 澄君
今泉 昭君	江田 五月君
江本 孟紀君	小川 勝也君
小川 敏夫君	岡崎トミ子君
勝本 健司君	川橋 幸子君
木俣 佳文君	北澤 俊美君
久保 亘君	郡司 彰君
小林 元君	小宮山洋子君
小山 峰男君	奥石 東君

佐藤 泰介君	佐藤 雄平君
齋藤 勤君	櫻井 充君
笹野 貞子君	高嶋 良充君
谷林 正昭君	千葉 景子君
角田 義一君	寺崎 昭久君
内藤 正光君	直嶋 正行君
長谷川 清君	平田 健二君
広中和歌子君	福山 哲郎君
藤井 俊男君	堀 利和君
本田 良一君	前川 忠夫君
松崎 俊久君	松田 岩夫君
松前 達郎君	円 より子君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君
鑒瀬 進君	柳田 稔君
山下八洲夫君	吉田 之久君
和田 洋子君	薬科 満治君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
海野 義孝君	大森 礼子君
加藤 修一君	風間 昶君
木庭健太郎君	沢 たまき君
白浜 一良君	高野 博郎君
但馬 久美君	統 訓弘君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君
浜四津敏子君	日笠 勝之君
弘友 和夫君	福本 潤一君
益田 洋介君	松 あきら君
森本 晃司君	山下 栄一君
山本 保君	渡辺 孝男君
阿部 幸代君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	笠井 亮君

日程第四 森林法等の一部を改正する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十三回国会衆議院送付)

賛成者氏名

二四五名

小池 晃君	小泉 親司君
須藤美也子君	立木 洋君
富樫 練三君	西山登紀子君
橋本 敦君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君
山下 芳生君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	石井 一二君
佐藤 道夫君	島袋 宗康君
曾野 久光君	高橋紀世子君
阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	有馬 朗人君
井上 吉夫君	井上 裕君
石井 道子君	石川 弘君
石渡 清元君	市川 一朗君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩崎 純三君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	上野 公成君
海老原義彦君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	大野つや子君
太田 豊秋君	岡 利定君
岡野 裕君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
片山虎之助君	金田 勝年君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君
龜谷 博昭君	河本 英典君

木村 仁君	岸 宏一君
北岡 秀二君	久世 公亮君
久野 恒一君	国井 正幸君
倉田 寛之君	小山 孝雄君
鴻池 祥肇君	佐々木知子君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君	坂野 重信君
清水嘉与子君	塩崎 恭久君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君
末広まきこ君	鈴木 政二君
鈴木 正孝君	田浦 直君
田村 公平君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
常田 享詳君	中川 義雄君
中島 眞人君	中曾根弘文君
中原 爽君	仲道 俊哉君
長峯 基君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 太三君
野間 昶君	南野知恵子君
長谷川道郎君	橋本 聖子君
馳 浩君	畑 恵君
服部三男雄君	林 芳正君
日出 英輔君	平田 耕一君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
松谷蒼一郎君	松村 龍二君
三浦 一水君	水島 裕君
溝手 顯正君	村上 正邦君
森下 博之君	森田 次夫君
森山 裕君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 正昭君
山下 善彦君	山本 一太君
依田 智治君	吉川 芳男君

吉村剛太郎君	若林 正俊君
脇 雅史君	足立 良平君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
伊藤 基隆君	石田 美栄君
今井 澄君	今泉 昭君
江田 五月君	江本 孟紀君
小川 勝也君	小川 敏夫君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
川橋 幸子君	木俣 佳文君
北澤 俊美君	久保 亘君
郡司 彰君	小林 元君
小宮山洋子君	小山 峰男君
奥石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 雄平君	齋藤 勤君
櫻井 充君	笹野 貞子君
高嶋 良充君	竹村 泰子君
谷林 正昭君	千葉 景子君
角田 義一君	寺崎 昭久君
内藤 正光君	直嶋 正行君
長谷川 清君	平田 健二君
広中和歌子君	福山 哲郎君
藤井 俊男君	堀 利和君
本田 良一君	前川 忠夫君
松崎 俊久君	松田 岩夫君
松前 達郎君	円 より子君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君
鑒瀬 進君	柳田 稔君
山下八洲夫君	吉田 之久君
和田 洋子君	薬科 満治君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
海野 義孝君	大森 礼子君
加藤 修一君	風間 昶君

木庭健太郎君	沢 たまき君	星野 朋市君	渡辺 秀央君	片山虎之助君	金田 勝年君	山内 俊夫君	山崎 正昭君
白浜 一良君	高野 博師君	石井 一二君	佐藤 道夫君	釜本 邦茂君	鎌田 要人君	山下 善彦君	山本 一太君
但馬 久美君	続 訓弘君	島袋 宗康君	西川きよし君	龜谷 博昭君	河本 英典君	依田 智治君	吉川 芳男君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君	奥村 展三君	堂本 曉子君	木村 仁君	岸 宏一君	吉村剛太郎君	若林 正俊君
浜四津敏子君	日笠 勝之君	水野 誠一君	岩瀬 良三君	北岡 秀二君	久世 公義君	脇 雅史君	大淵 絹子君
弘友 和夫君	福本 潤一君	菅川 健二君	山崎 力君	久野 恒一君	国井 正幸君	大脇 雅子君	梶原 敬義君
益田 洋介君	松 あきら君	岩本 莊太君	海野 徹君	倉田 寛之君	小山 孝雄君	菅野 壽君	日下部徳代子君
森本 晃司君	山下 栄一君	菅野 久光君	田名部匡省君	鴻池 祥肇君	佐々木知子君	清水 澄子君	谷本 繭君
山本 保君	渡辺 孝男君	高橋紀世子君	中村 敦夫君	佐藤 昭郎君	須藤良太郎君	照屋 寛徳君	田 英夫君
阿部 幸代君	池田 幹幸君	松岡満壽男君		齊藤 滋宣君	坂崎 恭久君	福島 瑞穂君	淵上 貞雄君
市田 忠義君	岩佐 恵美君			清水嘉与子君	須藤 重信君	三重野栄子君	村沢 牧君
緒方 靖夫君	大沢 辰美君			陣内 孝雄君	坂崎 恭久君	山本 正和君	阿曾田 清君
笠井 亮君	小池 晃君			末広まきこ君	鈴木 政二君	泉 信也君	入澤 肇君
小泉 親司君	須藤美也子君			鈴木 正孝君	田浦 直君	泉 信也君	田村 秀昭君
立木 洋君	富樫 練三君			田村 公平君	竹山 裕君	高橋 千景君	月原 茂昭君
西山登紀子君	橋本 敦君			武見 敬三君	谷川 秀善君	鶴保 庸介君	戸田 邦司君
畑野 君枝君	八田ひろ子君			常田 享詳君	中川 義雄君	平野 貞夫君	星野 朋市君
林 紀子君	筆坂 秀世君			中島 眞人君	中川 義雄君	渡辺 秀央君	西川きよし君
宮本 岳志君	山下 芳生君			中原 爽君	中曾根弘文君	奥村 展三君	堂本 曉子君
吉岡 吉典君	吉川 春子君			長峯 基君	仲道 俊哉君	水野 誠一君	岩瀬 良三君
大淵 絹子君	大脇 雅子君			西田 吉宏君	成瀬 守重君	菅川 健二君	岩本 莊太君
梶原 敬義君	菅野 壽君			野間 起君	野沢 太三君	海野 徹君	中村 敦夫君
日下部徳代子君	清水 澄子君			長谷川道郎君	南野知恵子君	松岡満壽男君	
谷本 繭君	照屋 寛徳君			馳 浩君	橋本 聖子君		
田 英夫君	福島 瑞穂君			服部三男雄君	林 芳正君		
淵上 貞雄君	三重野栄子君			日出 英輔君	平田 耕一君		
村沢 牧君	山本 正和君			保坂 三蔵君	真鍋 賢二君		
阿曾田 清君	泉 信也君			松谷蒼一郎君	松村 龍二君		
入澤 肇君	扇 千景君			三浦 一水君	水島 裕君		
田村 秀昭君	高橋 令則君			溝手 顯正君	村上 正邦君		
月原 茂昭君	鶴保 庸介君			森下 博之君	森田 次夫君		
戸田 邦司君	平野 貞夫君			森山 裕君	矢野 哲朗君		

日程第五 地方自治法第百五十六条第六項の規定
に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の
設置に關し承認を求めるの件(第百四十二回国会
内閣提出、第百四十三回国会衆議院送付)

反対者氏名

〇名

賛成者氏名

一三七名

阿南 一成君	阿部 正俊君	片山虎之助君	金田 勝年君	山内 俊夫君	山崎 正昭君
青木 幹雄君	有馬 朗人君	釜本 邦茂君	鎌田 要人君	山下 善彦君	山本 一太君
井上 吉夫君	井上 裕君	龜谷 博昭君	河本 英典君	依田 智治君	吉川 芳男君
石井 道子君	石川 弘君	木村 仁君	岸 宏一君	吉村剛太郎君	若林 正俊君
石渡 清元君	市川 一朗君	北岡 秀二君	久世 公義君	脇 雅史君	大淵 絹子君
岩井 國臣君	岩城 光英君	久野 恒一君	国井 正幸君	大脇 雅子君	梶原 敬義君
岩崎 純三君	岩永 浩美君	倉田 寛之君	小山 孝雄君	菅野 壽君	日下部徳代子君
上杉 光弘君	上野 公成君	鴻池 祥肇君	佐々木知子君	清水 澄子君	谷本 繭君
海老原義彦君	尾辻 秀久君	佐藤 昭郎君	須藤良太郎君	照屋 寛徳君	田 英夫君
大島 慶久君	大野つや子君	齊藤 滋宣君	坂崎 恭久君	福島 瑞穂君	淵上 貞雄君
太田 豊秋君	岡 利定君	清水嘉与子君	須藤 重信君	三重野栄子君	村沢 牧君
岡野 裕君	加藤 紀文君	陣内 孝雄君	坂崎 恭久君	山本 正和君	阿曾田 清君
加納 時男君	狩野 安君	末広まきこ君	鈴木 政二君	泉 信也君	入澤 肇君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君	鈴木 正孝君	田浦 直君	高橋 千景君	月原 茂昭君

反対者氏名

一〇九名

足立 良平君	浅尾慶一郎君	山崎 正昭君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	山本 一太君
石田 美栄君	今井 澄君	吉川 芳男君
今泉 昭君	江田 五月君	若林 正俊君
江本 孟紀君	小川 勝也君	大淵 絹子君
小川 敏夫君	岡崎トミ子君	梶原 敬義君
勝木 健司君	川橋 幸子君	日下部徳代子君
		谷本 繭君
		田 英夫君
		淵上 貞雄君
		村沢 牧君
		阿曾田 清君
		入澤 肇君
		田村 秀昭君
		月原 茂昭君
		戸田 邦司君
		星野 朋市君
		西川きよし君
		堂本 曉子君
		岩瀬 良三君
		岩本 莊太君
		中村 敦夫君

木俣 佳文君	北澤 俊美君	渡辺 孝男君	阿部 幸代君
久保 亘君	郡司 彰君	井上 美代君	池田 幹幸君
小林 元君	小宮山洋子君	市田 忠義君	岩佐 恵美君
小山 峰男君	興石 東君	緒方 靖大君	大沢 辰美君
佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	笠井 亮君	小池 晃君
齋藤 勤君	櫻井 充君	小泉 親司君	須藤美也子君
笹野 貞子君	高嶋 良光君	立木 洋君	富樫 練三君
竹村 泰子君	谷林 正昭君	西山登紀子君	橋本 敦君
千葉 景子君	角田 義一君	畑野 君枝君	八田ひろ子君
寺崎 昭久君	内藤 正光君	林 紀子君	筆坂 秀世君
直嶋 正行君	長谷川 清君	宮本 岳志君	山下 芳生君
平田 健二君	広中和歌子君	吉岡 吉典君	吉川 春子君
福山 哲郎君	藤井 俊男君	石井 一二君	佐藤 道夫君
堀 利和君	本田 良一君	島袋 宗康君	山崎 力君
前川 忠夫君	松崎 俊久君	曾野 久光君	田名部匡省君
松田 岩夫君	松前 達郎君	高橋紀世子君	
円 より子君	峰崎 直樹君		
本岡 昭次君	篠瀬 進君		
柳田 稔君	山下八洲夫君		
吉田 之久君	和田 洋子君		
薬科 清治君	荒木 清寛君		
魚住裕一郎君	海野 義孝君		
大森 礼子君	加藤 修一君		
風間 紀君	木庭健太郎君		
沢 たまき君	白浜 一良君		
高野 博師君	但馬 久美君		
統 訓弘君	鶴岡 洋君		
浜田卓二郎君	浜四津敏子君		
日笠 勝之君	弘友 和夫君		
福本 潤一君	益田 洋介君		
松 あきら君	森本 晃司君		
山下 栄一君	山本 保君		

日程第六 一般会計における債務の承継等に伴い
必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案
(第四百四十二回国会内閣提出、第四百四十三回国会
衆議院送付)

賛成者氏名

一三七名

阿南 一成君	阿部 正俊君	太田 豊秋君	岡 利定君
青木 幹雄君	有馬 朗人君	岡野 裕君	加藤 紀文君
井上 吉夫君	井上 裕君	加納 時男君	狩野 安君
石井 道子君	石川 弘君	鹿熊 安正君	景山俊太郎君
石渡 清元君	市川 一朗君	片山虎之助君	金田 勝年君
岩井 國臣君	岩城 光英君	釜本 邦茂君	鎌田 要人君
岩崎 純三君	岩永 浩美君	龜谷 博昭君	河本 英典君
上杉 光弘君	上野 公成君	木村 仁君	岸 宏一君
海老原義彦君	尾辻 秀久君	北岡 秀二君	久世 公義君
大島 慶久君	大野つや子君	倉田 寛之君	国井 正幸君
		久野 恒一君	小山 孝雄君
		池田 祥肇君	佐々木知子君
		佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
		斉藤 滋宣君	坂野 重信君
		清水嘉与子君	塩崎 恭久君
		陣内 孝雄君	須藤良太郎君
		末広まきこ君	鈴木 政二君
		鈴木 正孝君	田浦 直君
		田村 公平君	竹山 裕君
		武見 敬三君	谷川 秀善君
		常田 享祥君	中川 義雄君
		中島 眞人君	中曾根弘文君
		中原 爽君	仲道 俊哉君
		長峯 基君	成瀬 守重君
		西田 吉宏君	野沢 太三君
		野間 越君	南野知恵子君
		長谷川道郎君	橋本 聖子君
		馳 浩君	畑 恵君
		服部三男雄君	林 芳正君
		日出 英輔君	平田 耕一君
		保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
		松谷蒼一郎君	松村 龍二君

反対者氏名

一〇八名

足立 良平君	浅尾慶一郎君	三浦 一水君	水島 裕君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	溝手 顕正君	村上 正邦君
石田 美栄君	今井 澄君	森下 博之君	森田 次夫君
		森山 裕君	矢野 哲朗君
		山内 俊夫君	山崎 正昭君
		山下 善彦君	山本 一太君
		依田 智治君	吉川 芳男君
		吉村剛太郎君	若林 正俊君
		脇 雅史君	大淵 絹子君
		大脇 雅子君	梶原 敬義君
		菅野 壽君	日下部徳代子君
		清水 澄子君	谷本 巍君
		照屋 寛徳君	田 英夫君
		福島 瑞穂君	淵上 貞雄君
		三重野栄子君	村沢 牧君
		山本 正和君	阿曾田 清君
		泉 信也君	入澤 肇君
		扇 千景君	田村 秀昭君
		高橋 令則君	月原 茂昭君
		鶴保 庸介君	戸田 邦司君
		平野 貞夫君	星野 朋市君
		渡辺 秀央君	西川きよし君
		奥村 展三君	堂本 曉子君
		水野 誠一君	岩瀬 良三君
		菅川 健二君	岩本 莊太君
		海野 徹君	中村 敦夫君
		松岡満壽男君	

今泉 昭君	江田 五月君	日笠 勝之君	弘友 和夫君
江本 孟紀君	小川 勝也君	榎本 潤一君	益田 洋介君
小川 敏夫君	岡崎トミ子君	松 あきら君	森本 晃司君
勝木 健司君	川橋 幸子君	山下 栄一君	山本 保君
木俣 佳文君	北澤 俊美君	渡辺 孝男君	阿部 幸代君
久保 亘君	郡司 彰君	井上 美代君	池田 幹幸君
小林 元君	小宮山洋子君	市田 忠義君	岩佐 惠美君
小山 峰男君	奥石 東君	緒方 靖夫君	大沢 辰美君
佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	笠井 亮君	小池 晃君
齋藤 勤君	櫻井 充君	小泉 親司君	須藤美也子君
笹野 貞子君	高嶋 良充君	立木 洋君	富樫 練三君
竹村 泰子君	谷林 正昭君	西山登紀子君	橋本 敦君
千葉 景子君	角田 義一君	畑野 君枝君	八田ひろ子君
寺崎 昭久君	内藤 正光君	林 紀子君	筆坂 秀世君
直嶋 正行君	長谷川 清君	宮本 岳志君	山下 芳生君
平田 健二君	広中和歌子君	吉岡 吉典君	吉川 春子君
福山 哲郎君	藤井 俊男君	石井 一二君	佐藤 道夫君
堀 利和君	本田 良一君	島袋 宗康君	菅野 久光君
前川 忠夫君	松崎 俊久君	田名部匡省君	高橋紀世子君
松田 岩夫君	松前 達郎君		
円 より子君	峰崎 直樹君		
本岡 昭次君	篠瀬 進君		
柳田 稔君	山下八洲夫君		
吉田 之久君	和田 洋子君		
葉科 満治君	荒木 清寛君		
魚住裕一郎君	海野 義孝君		
大森 礼子君	加藤 修一君		
風間 昶君	木庭健太郎君		
沢 たまき君	白浜 一良君		
高野 博師君	但馬 久美君		
続 訓弘君	鶴岡 洋君		
浜田卓二郎君	浜四津敏子君		

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五—八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 大倉印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 送料別 二〇〇円